

第三篇 植民政策

第一章 植民地の財政政策

一五 植民地財政の特質

植民地の財政は性質よりいへば地方財政に類似するものではなく國家財政に類似するものである。其の組織等にしても國家財政と同じく廣汎にして複雑なものであるが植民地は普通の國とは異なるから其の内容に於て稍異なるに過ぎない。勿論植民地を創設したる最初は其の産物等の収益を目的としたもので本國が植民地に關する經費を償ふて尙ほ剩あるものと見れば之を創設したものに相違ないが稍後になると植民地の治安を維持するが爲には匪賊の剿討を初め少からぬ經費を要するのみならず土木交通等の設備の爲にも少からぬ經費を要し特に周圍にある外國よりの攻撃に對して其國を防がなければならぬから巨額の經費と手数を要するが故に植民地を維持することは容易ではな

い。従つて植民地を保有することは財政上利益となるよりは負擔となることが多いが故に前章略述したる如く植民地を有する國に於ても植民地保有の無益なることを主張するものあり、甚しきは之を拋棄すべきことを主張するものを生ずるに至つた。蓋しこれ等の主張の生じたる所以のものは植民地保有の爲に生ずる本國政府の財政上の負擔が甚大であつて、爲に國民の負擔は頗る加重せらるゝに至つたから國民にかゝる負擔を強要してまでも植民地を保有する理由はないといふのが其の根據であるに相違ない。若し植民地の財政にして本國より獨立して其の歳入を以て歳出を支辨し本國よりの援助を必要とせざる場合には特に植民地を拋棄する必要はない理である。故に植民地の財政は本國に對して貢獻をなさざると共に本國よりの支援を受けざるを目標として行はざる可らずといふに至つた。勿論植民地創設の初めは到底多額の歳入を擧ぐることは出来ない上に植民地の治安を確保する爲に經費を要することが多いから植民地の歳入のみを以て其の歳出を支辨することは到底不可能ならざるを得ないから本國の財政を以て其の不足を補はなければならぬが、其

の状態を永く繼續することは如何なる國と雖も到底なし得る所ではない、植民地にして少ければ尙其の財政を支援することは出来るにしても、植民地にして益々擴張せられ、植民地の文化的施設を完備せしめんとせらるゝや本國財政の負擔は決して輕微ではない、到底堪え得る所ではない、故に植民地の財政は其の歳入を以て歳出を支辨し得るを原則とし本國の支援を受くることも又反對に本國に援助することも一切なさざるを眼目とし特別の重大なる理由ある場合に限り本國財政の支援を受くることを許すべきものとしなければならぬ、かくする時は植民地保有は本國財政の累となるものではない、故に植民地領有の當初より植民地財政の獨立を目標として其の財政の基礎を立てざるものはない。然し其の目標に到達することは決して容易でない、其の目標に到達するは其國の産業により遲速あるは勿論である。財政收入は如何なる場合にも其國經濟より出づるものであるから其國にして自然の富源豊にして之を開拓することを得て多くの収益を擧ぐることを得るとせば自然其の財政收入は多くなり其の結果は必要なる經費を支辨することを得るから、其國財政を獨立せしむ

ることは比較的早からざるを得ない。例へば我國でも臺灣の財政は領臺十三年で本國の財政の援助を必要とせざるに至つたのは其の産業が益々隆昌であるからである。又一方植民地の政治状態如何は本國の財政上の支援を要せざる時機に遅速を生ずる原因をなすものである。植民地の政治状態の中でも其の治安の恢復如何は本國の財政上の支援の多少に關係すること少からざるは勿論其の位置にして外國に對し涉外事件が頻繁であつて植民地の國防上經費を要することが多き場合には本國政府は植民地を支援しなければならぬから其の財政の獨立を見るは勢ひ遅れざるを得ない。植民地にして國防上不安を感ずること大なれば到底其の産業の發達に力を注ぐことは出來難い。

植民地は其の創設の初めには經費を要すること少からざるは上にも陳べた所である。これは植民地創設の經費とも見るべきものであつて本國の負擔と見なければならぬ。其の經費も亦植民地獲得の方法の異なるによりて異らざるを得ない。植民地創設は未開地を占領して植民地となすか、植民會社の領有するものを讓受くるか、外國より買収するか又は條約によりて讓受くるかによりて異

らざるを得ない。未開の土地にして外國が之に對して何等の權利を有しない場合には之を領有するには極めて僅少なる費用を以てすることを得るが、其の治安を確保し文明國人たる本國人をしてこゝに居住せしむるには匪賊剿討費、土木費等を要すること少くはない。反之、既に他の文明國の植民地を讓受けて植民地となす場合には治安を確保するか若くは文明國人をして居住せしめ得る爲に必要な費用は比較的多くはないが、其地を讓受くる費用を計上しなければならぬ。其地を植民會社より讓受くるも外國より讓受くるも其の價額には差異はあるけれども其の讓受の爲に支出すべき費用は植民地獲得の費用として計上しなければならぬ。

植民地を獲得した所で植民地として本國々民の來往を招致しこゝに安住の地を得せしめ活動の素地を作らしむるには其地に文化的設備をなさなければならぬ。歐洲人が植民地を設くるや、先づ道路港灣を修築すると同時に公園水道等の修築に著手し人民をして其の土地に安住することを得せしむるのみならず、其地の重要な地點に鐵道等の交通機關を設け以て活動を容易ならしめ

ざるはない。これ等の経費は大體に於て植民地として出發する初めに於て計上しなければならぬものであるから、予輩は之を植民地獲得の費用として植民國が負擔すべきものなりと信ずる。但し、この點につきて異論を挾むものは少くない、其の異論を挾む所以は植民地は既に成立し、其の發達の爲に出したる費用と見るべきもので、植民地の財政に於て負擔すべきものである。其の負擔大にして之を負擔すること難しと見れば、其の財政の許す限度に於てなすべきもので従つてこれ等の施設の完備するまでには若干の年月を要するであらうが、之は已むを得ない、其の産業の發達を促進し以て其の設備の完成を速かならしむべきであるといふのである。植民地の財政の見地よりすれば正しき見解であるには相違ないが、植民地としての價値を發揮せしむるには其れ丈遅れざるを得ないから予輩はこれ等の費用は植民地が活動を初むる準備に要する費用として本國の負擔たらしむべきものであると主張せんとするのである。本國が植民地を領有し之をして物質上精神上本國の利益たらしめんとするには相當の犠牲を覺悟せざるを得ないと信ずるのである。これ等發展の準備とし

ての費用の主なるものは土地調査費、土地改良費、道路港灣等の修築費、鐵道敷設費等産業開發の費用と教育衛生等の社會的施設に要する経費等である。さて、これ等の準備を了へて植民地が財政主體として活動を開始するに至るや、其の歳入を以て其の歳出を支辨しなければならぬ。

一六 植民地の税源

其の歳入は本國の如き經濟の發達したる所とは自ら内容を異にせざるを得ない、本國の如き經濟の發達したる所では産業も相當程度に發達せるを以て之に關係する國民の所得も亦相當額に上るであらうから租税を徵收して其の歳入の主源となすことを得べく、之を補ふに官業等の收入を以てすることを得るのであるが、植民地では未だ産業が發達しないのであるから之に關係する者をして租税を負擔せしむることは出来ない、之を負擔せしむるにした所が到底多きを望むことは出来ない、之に多くの負擔をなさしむれば到底産業の開發に力を注ぐことは出来ない、産業にして發達することなければ財政は鞏固なることを得ない、但し植民地にして土地を國民に無償若くは極めて僅少の價格を以て

分與した所で二三年の後には或程度の地租を收めしめなければならぬ、然らざれば其の分與を受けたる國民は力を注いで之を耕作利用することなく、植民者の多く來住し土地に對する需要多くなり、努めずして比較的多き價格にて賣却することを俟つもの多くなりては土地の耕作利用を望むことは出來難いからである、之に適度の租税を負擔せしむる時は勢ひ之を耕作利用して其の負擔を免れんとするから結果に於て土地の耕作利用が望まらるからである、其の所有の初めに於て二三年租税の負擔を免除するのは其の初めに當りては多くの收穫を擧ぐることを得ず其の生産に要する費用を償ふて剩ある譯には行かないから之を負擔せしめないのである。兎に角植民地は本國とは産業經濟の狀態が同じくはないから初めより租税收入を以て歳入の主源となすことは出來ない。土地拂下金、官業收入、專賣等を以て主源となし租税を以て副源となさなければならぬ。

土地拂下金は植民地歳入の一財源である。植民者は土地を利用することによりて收入を得べきであるから、土地を求めなければならぬのは勿論である、財

政家によりては土地は比較的高價に拂下ぐ可きことを主張するものあり、比較的高價に拂下ぐる時は之を購ひたるものは之を利用せんことを努むるであらうから土地の利用は割合に早く行はるゝに至るであらうし、併せて植民地の歳入として割合に多くを期待することを得るであらうといふのである。比較的高價に拂下ぐるといつた所で其の程度は甚だ低からざるを得ない、若し割合に高ければ之を利用した所で利益を見ることが難いから之を購入せんとするものは少いであらう、従つて多數の植民者を招くことは出來ない、植民地よりいへば成るべく多數の植民者の來住を希望するに相違ない、其れには土地は比較的廉價に分與しなければならぬ、否場合によりては無償にて之を分與しなければならぬ。比較的廉價に分與するも植民者の數が多ければ拂下金は相當額に上るであらうから植民地財政の一財源たることを得るであらう。故に適當の價格で拂下げなければならぬ。

官業も多くの植民地に於て財源の主なるものである。植民地の富源開拓利用が植民地創設の目的であつた以上、植民地が政治上の動機から創設せらるゝ

財源とし
て官業

に至つた後でも富源の開拓利用が重視せらるゝは當然である。特に本國の財政から獨立して其の財政を營むことが植民地にとりて必要なりとせば富源の開拓も亦最も重視せらるゝは明白でなければならぬ、而かも富源の開拓は原則として多くの資本を必要とするから個人等の力ではなし難く従つて植民地政府の力を俟たなければならぬから、これ等の事業は多く官業として營まるるのである。従つてこれ等の官業の業績の良否が植民地の財政に至大の關係を有するは勿論である。要之官業は其の起源より見るも植民地の財源の重要なものである。官業よりの収入にして多ければ租稅收入に依頼する必要が少いのであるから人民に負擔をなさしむること少くしてよく財政を運行せしむることを得る理である。植民地財政の經營に當るものが官業に注意するは其所である。

專賣收入も亦植民地財源の一をなすものである。官業の經營は必しも獨占的性質を帯びるものではないが、之より生ずる収入に重きを置く以上は競争を排除し獨占業となす時は其の目的を達することを得るから、性質として獨占業

財源とし
ての專賣

となす可能性のあるものは之を獨占業となし其れより生ずる収入を專賣收入となさんとする傾向がある。若し植民地の生産にして世界市場に於て競争するものなく其の價格の如何に拘らず需要せらるゝものなる時は之を專賣として世界市場に臨む時は植民地の人民に何等の苦痛を及ぼすことなくして相當の収入を擧ぐることを得る理である。この種の生産物を專賣の物體となさんとするのは其所であるといはざるを得ない、我臺灣の樟腦の專賣の如きは其例である。但しこの種の專賣の財源としての重要性は一に其の生産物の世界商品としての重要性によることであつて、若し其の生産物にして世界市場に於て獨占的位置を有するものでなく、たとひ獨占的位置を有するものであつてもさまで重要でなければ之を專賣とした所が植民地の財政にさしたる影響を及ぼすものではない。其種の財政收入の重要性は其の專賣物件の重要性に依存すといふは之が爲である。

植民地の財政にして以上の官業若くは專賣の收入によりて支辨せらるゝものなる時は租稅收入に依頼する必要が少きものであるが、植民地の歳出にして

財源とし
ての租稅

植民地の發達に伴ひ増加する時は官業專賣の收入を以て支辨することは困難ならざるを得ないから、自然租稅收入に依頼しなければならぬ。植民地に於て本國の如く租稅收入に依頼することが出來難いのは(一)人民の數が少く(二)其の所得が多くなく従つて(三)之より如何なる標準によりて租稅を課徴するとも多くの收入を得ることが少きが故である、強ひて稅率を高くして租稅を誅求する時は人民が負擔に堪えずして政府に反抗するに至るであらうし、よし反抗するに至らずとするも産業に力を注ぐことなく爲に之より多くの歳入を期待すること能はざるに至るのである。故に本國に於ける如くこの種の收入には依頼することは出來ない、少くとも植民地の經濟狀態が本國に類似するに至るまでは之に依頼することは出來ない、このことは事實上相當の年月を要することである。

植民地に於て租稅を起すにしても直接稅よりは間接稅に重きを置かなければならない、直接稅としては適當の課稅物件が少い、其の課稅物件として所得の如きは植民地創設の初期に於ては多かるべき筈はない、營業稅の如きも亦然り

稅源とし
ての
間接

である。問題となるべきは地租であるが、其の課稅の客體こそ明白であるにもせよ、若し多くの課稅を敢てした時には人民の苦痛甚しくして土地を利用せんとするもの少くなり其國經濟は勿論財政に悪影響を及ぼすに至るであらう。故に租稅を起すにしても重きを間接稅に置かなければならない、間接稅なれば人民は之が負擔の苦痛を感ずること少く従つて政府としては財政收入を擧ぐること比較的容易であらう。間接稅でも關稅、消費稅の如きが最も選ばるゝものである。關稅は畢竟外國の生産物を消費するものが負擔するか若くは其國の生産物を消費する外國人が負擔するものである、外國の生産物に課したる輸入稅は其の市場に於て該生産物の價格と結合して表はるのであるから之を消費するものは價格の高騰にこそ關心を有すとも租稅の負擔を直接に感ずるものでないから、其の生産物を欲するものは之を購求するから、事實政府は相當の關稅收入を擧ぐることが得るであらう、勿論其の稅率にして甚だ高き時は生産物の價格甚だ高くなりて之を購めんとするものは少からざるを得ない、故に其の稅率はしかく高きことを得ないものである。其國の生産物の輸出稅は之

を負担するものは其の國人に非ずして外國の消費者若くは商人であるから植民地創設の初めにありてはよく用ひらるゝ所である、然れども其の生産物にして獨占的性質を有し價格の高低を問はず消費せらるゝものであればこの種の輸出税も財源として相當の効果を擧ぐることを得るであらうが、然らざれば其の生産物の外國市場に於ける價格高くなりて需要するもの少く、特に其の生産物にして競争品ある時は其の價格の高くなるに伴ひ需要は競争品に移るべきが故に其の需要は益々減少せざるを得ないから自然其の輸出は減じ關稅收入は減ぜざるを得ない、今日諸國の關稅の傾向を見ると輸出税は之を廢棄せんとするものである、故に植民地に於てこの種の租税を起すも之に大なる期待を置くことは出來ない。而のみならず植民地の經濟にして發達する時は其の生産する原料を外國に輸出するよりは自ら之を用ひて工業を盛んならしめんとするから輸出税は關稅收入を生ずるよりは寧ろ原料の海外輸出を防止する用を達するものとなるものである。

關稅と同じく植民地に於て用ひらるゝ租税は消費税である。消費税も課徴

税源とし
ての直接

の方法によりては其の貨物の價格と結び付くものであつて其の貨物を消費するものはさほど消費税の負擔を感ぜずして該税を負擔することになる、奢侈品特に本國の生産品の如きは同課税の目的物となることが多い、本國より來住する者は喜んで本國の生産品を消費せんとするものであるから之に消費税を課する時は比較的容易に其の目的を達することが出来るのである。

間接税の課徴のみにて財政上の目的を達することを得ば強ひて直接税を課徴するに及ばないが、植民地の財政にして更に一段の發達をなす時は直接税を課徴せざるを得ない

植民地に於て課徴せらるゝ最初の直接税は人頭税である。人頭税は住民に對し一人毎に若干の課税をなすものであつて之より簡明な課税はない、我國の委任統治下にある南洋群島では十六歳以上の凡ての男子に人頭税を課すが如きは其の一例である。人頭税は課税方法は極めて簡單であるが其の負擔能力を顧みないものであるから其の負擔能力の少いものに負擔の苦痛を感ぜしめない程度の課税をなす時は負擔力あるものにとりて負擔餘りに軽くして負擔

の公平を失するのみならず多くの財政収入を擧ぐることは出来ない、故に稍多くの財政収入を擧げんとするには均一的に一定の租税を課することなく財産若くは所得を標準として人民を若干の階級に分ち階級に應じて異なる租税を負担せしむるのである。所謂階級税である。階級税は單一の人頭税に比しては優るには相違ないが、階級税は階級の分ち方が極めて少き場合は負擔の公平は之を望むことは出来ない、若し負擔の公平を望むならば所得税にまで進まざるを得ない、所得税なれば所得の多いものは比較的多くの負擔をなし所得の少ないものは比較的軽い負擔をなさしむるものであるから負擔の公平を期待することを得るのみならず比較的多くの財政収入を擧ぐることを得るから理想的の租税たるを得るのであるが、之を實施するに當りては相當困難が伴ふものである。第一に收税吏は到底人民の所得を正確に知ることが出来るものでないから人民をして各自所得を申告せしめなければならぬ、人民にして正確に所得を申告すれば問題は無いが、人民は正確に所得を申告しない、従つて正確に申告したものは重き負擔をなすと同時に正確に申告せずして所得の一部を隠匿して輕

く申告する時は負擔を軽くすることを得るのである、かゝる不公平は人民の納税道徳が進むに非ざれば到底避くることは出来ない、諸國が課税上苦心する所である。第二には同じ所得といつた所で其の所得の出づる所によりて難易がある、抽象的にいへば資本によりて出づる所得は比較的に苦痛少いが勞働によりて生ずる所得は比較的苦痛多からざるを得ない、従つて所得の出づる所に従つて課税率を異にせざるを得ない、これ租税技術上相當の困難の存する所である。故に簡單に所得額のみを標準として課税する譯には行かない、第三、同じ所得であるものでも其の家族の多少、生活の態様等によりて生活が同じくはないし、特に負債ありて所得の中より償却しなければならぬとすると其の所得を凡て消費する譯には行かない、之を斟酌せずして課税する時は負擔の公平を失せざるを得ない、之を斟酌する時は負擔の公平を得るに近いが之をなすこと容易でない、且つ所得の大なるものはこれ等の租税を負擔してもさまで苦痛を感ずることはないが所得の少いものは苦痛を感ずること大ならざるを得ない、従つて同一率の課税をなすことは出来ない、所得の多少に従つて課税の率を異にせ

ざるを得ない、このこと技術上相當の工夫を要せざるを得ない、所謂累進税の採用である、又所得少くして一定額以下なる時は所得税を負担する丈の力なく之を負担するは其額は甚だ少くとも苦痛ならざるを得ないから之に對して免税しなければならぬ、故にこれ等から考へても所得税は理想的の租税であるには相違ないが文明國ならば兎に角植民地の租税としては決して行ひ易きものではない。

植民地の文化の程度を以てしては所得税を相當程度に於て財源として實行することは出来ないとすれば、營業税の如きも同じく實行することは困難ならざるを得ない、之を實行するには収入を或程度まで正確に査定しなければならぬ、故に事實上之をなすことは難からざるを得ない。故に直接税として問題になるのは地租である。蓋しこれ等文化の程度に於て最も重要な産業は農業でなければならぬ、農業には土地が重要な生産要素であり農業を営むものにとりては収入の本源であるから土地に對して適度の租税を課徴することは植民地財政を司るものにとりて直ちに考へ得らるゝことである、而かも土地は

地租

課税の物體として隱匿せられざることであるから之に對して課税することは徴税の技術上比較的容易のことである、従つて植民地といはず如何なる國に於ても古昔より地租を以て好財源とした。然し地租も比較的公平に課するにはいふまでもなく土地私有制が確立せることを必要とする、然らざれば私有地の境界が明ならずして課税の目的物たる私有地の面積を知ることが出来難いからである、この故に土地私有の制度が確立せることを必要とする、之と同時に土地の丈量が比較的正確に行はるゝことを必要とする、従つて文明國に於て土地を領有して植民地となす場合には先づ一著手として土地の丈量を行ふを常とする、然らざれば土地の私有を明確ならしむこと難きのみならず、課税の客體を明確ならしむること困難ならざるを得ない。我國にても臺灣朝鮮に於て地租を以て重要税源となすが爲に土地調査を行つた。即ち臺灣では明治三十一年より三十七年に至る數年間に比較的大規模に土地調査を行つた、其の結果大租權を整理し小租戸に業主權を與へ之を地租納税義務者とし、田園甲數の増加と税率の改正により地租収入は調査前に比し大に増加するに至つた。大正四年

度よりは地租賦課を建物敷地にまで擴張したるのみならず従來課税の標準は地價によりたりしものを改めて土地収益によりたるが爲に地租収入も増加したのみならず負擔の公平も一歩進むことを得た。

朝鮮にては従來地租を納むるものは殆んど小作人のみであつたが大正二年に之を改めて土地所有者を以て納税義務者となしたるのみならず大正三年に朝鮮地稅令を制定し同時に稅率を改めて約四割の増徴を行ひ又従來地租を課徴しなかつた市街地にも市街地稅を課するに至つた。大正七年土地調査の完成と共に地稅令を改正し従來課税の標準としてゐた結の制度を廢し地價を以て其の標準とした。結を標準としたのは不完全ながら収益を以て標準としたものであるが之を改めて地價を標準とするに至つたのである。十把を一束とし十束を一負とし百負を一結とす収益を示すものである。土地には肥瘠あり従つて収益に差異があるから其の肥瘠により土地を六等に分ち各等の結數を定めたのである。所によりては結は収益を意味せずして土地の面積を表示することもあり、収益によりて課税するともいひ難いから之を棄て、地價を課税の標

準となすに至つたのである。

植民地の中でも印度では地味が豊沃であつた丈にこの問題は重要であつた。印度では農民の土地所有權が認められた所は一部分であつて其餘にては土地は國家の所有であるとの觀念が行はれ土地に對する國家の財政上の賦課は租税には非ずして地代の性質を帯びたものであつた。而かも其の賦課額もベシガル、アグラ、マドラス等にては永久的である。中央諸州バンチャブ等にてはゼミンダリ制によるもので小作人より徵收する地代の内より政府に上納を命ずるものであつて一七九三年には其の十一分の一を徵税手数料として收税請負人に、殘餘十一分の十を政府に上納せしめたが後に至り其上納額を輕減しゼミンダリーの徵收地代の半を上納せしむる程度となつた。政府への上納額が減ずるに従ひ中間の收税請負人地主に類するもの(の)収入が増加するに至つた。土地所有制の行はるゝ所では其の所有權を認めらるゝ農民の収入の約二分の一を政府に上納せしめたものである。何れの制度に於ても收穫の半は政府に上納せらるゝのであるから農民の負擔は甚だ重く寧ろ堪え難き程度であるか

ら數々改正の議が起つたのであるが政府は財政収入の減少を憂ひて之を斷行することを得なかつた。印度の土地収入を以て租税と見るや地代と見るやによりて農家に對する影響は少くはない、若し之を地代と見れば其の地代は土地所有者である政府の手に歸せなければならぬ、政府は地代の變更によりて其の収入を増加することを得る、之を租税と見る時は政府は其の租税額を徴收することを得るものであり、他の租税の如く免税點等を認めなければならぬ。學者は多く租税なりとの見解を持するに拘らず政府は古代の慣習に基き地代なりとの見解を固持し學者の説に従はない、蓋し自ら歐米等の制度に基き土地所有制度を輸入したとは矛盾するものといはざるを得ない。

土地に對する課税は古來の慣習等に關係のあることで問題はしかく簡單ではないが植民地に於ては之を以て重要な税源となすものは多い。但し、地租は畢竟土地收益の一部を納めて財政収入となすものであるから若し其の課税額にして多きに過ぐる時は其の土地を耕すも利益が少いから其の土地を耕すこと能はず其の土地を賣るか若くは抵當として負債を起さなければならぬ。

土地増價
税

から農民の苦痛は決して少くない、即ち地租の高きは農民をして土地の耕作を抛棄せしむることになるから農民をして収入の源泉を失はしむることになると同時に國家としても収入の源泉を失はしむることになるといはずを得ない、國家として大に戒むべきことである。

こゝに地租に關聯して土地増價税と稱するものがある。土地の價格の増加するに従ひ其の増加したる價格の一部を政府に收めて其の財政収入の一部となすと同時に土地の價格の騰貴を防止せんとするものである。土地の價格は其の土地に居住するものが少い時は甚だ低廉であるが其の土地に居住する者の數が増加するに従つて土地の需要が激増し、其の結果土地を所有するものは勞せずして其の土地を高價に賣却することを得若くは比較的高い地代に對して貸與することを得以て不勞の所得を得ることを得。この傾向は都會地若くは植民地の土地に於て最も著しいのである、これ等の土地には人口の増加すること多く従つて土地の價格の騰貴することも甚しいのである。この種の地價の騰貴は所有者をして不勞所得を得せしむるのみならず之を得るを目的とし

て所有し其の土地を耕作利用せんとなさざるものを多からしむるので却つて其の土地の耕作利用を遅からしむることになり眞に其の土地を耕作利用せんとするものは比較的高い価格を支拂はなければならぬからこの點よりするも土地の耕作利用は遅れざるを得ない故に財政家は土地の増價に對し課税する時は其の弊害を防止することを得るとなすのである。土地増價税は地租の一變形として用ひらるゝに至つたのである。植民地にては土地増價の勢は比較的速であるから植民地にてこの種の課税は行はれ植民地の財政收入の一部を形成するのである。然し財政收入を得んことは主なる目的ではなく土地増價に伴ふ經濟上の影響を防止せんことが其の主なる目的である其の目的にして財政家の希望する如く多く達せらるゝ時は財政收入を生ずること多きを得ない理である従つて國家の税源としては重きをなすものではない土地増價税の成功したのは膠洲灣に於ける獨逸租借地の經驗であつた。即ち獨逸は同地を租借するや土地は悉く政府に買上げて官有地となし之を競賣に附して私人の有となさしめたのであるが其後之を賣却するに際し其の賣却價格と購買價

格との差額に對し三三三%の増價税を課した賣買の行はれざる土地に對しては二十五年毎に土地價格を推測して其間の増價に對し同率の増價税を課したのである之が爲に一面土地の價格の暴騰するを或程度抑え得たと同時に或程度の財政收入を擧ぐることを得たのである。其の租税が比較的成功したのは同地の經濟上の發展の速度が大であつて土地の需要が多かつたからである。若し土地の需要がしかく多くなければかくの如き成功をなすことは出来るものではない兎に角この租税は地租の變形であつて主要なる租税とは稱することは出来るものではない。

家屋税

地租と竝んで用ひらるゝは家屋税がある。我國でも地方税として用ひられ臺灣、朝鮮に於ても用ひらるゝ所である臺灣にては大正十年以來之を徴し朝鮮の戸税及び家屋税は明治四十二年市街地の家屋に對し課徴せられたが大正八年地方税に移された。勿論重要なる税源ではないが植民地に於て一種の人頭税類似の租税として用ひらるゝもので之によりて人民をして勞働をなして相當の收入を得せしめ以て其の租税を納めしめんとするのである換言すれば勞

働を強制する手段と見ることが出来る。

植民地にては歳入を擧ぐるが爲に上に述ぶる如く種々の収入を納めるのであるが其の租税の種類も文明國の如く多くはなく其の課税額も多きことは出来ない其の課税額を多くする時は植民地の經濟上の發展を阻害することになる虞れがある。従つて植民地の財政にして歳出が多ければ其の歳入のみを以て支辨することは難からざるを得ない其の歳出入の不權衡にして一時的のものなれば公債によりて之を填補することを得るけれども其の不權衡にして必しも一時的のものとなすこと能はざればこの方法にて填補することは出来ない、こゝに於て本國の補助金によりて其の財政の基礎を立てなければならぬ。本國の補助金問題が起る上に陳ぶる如く其の補助金にして植民地創設の最初に於ける數年のことなれば植民地創設の初めには經費も多く而かも其の歳入も少いのであるからこの方法によるより外に途はないのであるが、永くこの方法によることは如何なる國と雖もなし得べきことではない、こゝに於てこの問題は重要な問題として考察せざるを得ないのである。

本國の補助金

前にも數々陳ぶる如く諸國が植民地を設くるや其の富源を開拓して本國財政を豊ならしむるを目的としたものである、其の爲に植民地を搾取しても顧みなかつた。而かも其の目的を達し得たるものは指を屈する程に過ぎなかつた、其のよく目的を達し得たのは其の土地が豊沃であり而かも自然の富源に恵まれた所である、西班牙植民地の中ではメキシコ、キューバ、葡萄牙植民地ではブラジル、英植民地では東印度等に過ぎない、其他に至つては一時は兎に角稍長き年月に互りて見れば植民地は本國財政に貢獻するよりは寧ろ其の援助によりて其の財政を行ひ得るものである。其の植民地の領有が政治軍事上の重要性ある場合は別として夫れ以外は植民地領有は寧ろ本國にとりて累をなすものともいへる、植民地拋棄論の出づる所以である。

植民地創設の初めに當りては經費を要すること多いのであるから植民地の財政收入を以て支辨せしむることは到底望むことを得ないが本國にして其の植民地を領有することに相當の意味を置く以上は其の領有に伴ふ經費は本國自ら負擔すべきである。この原則は財政家によりて普く認めらるゝのである。

が動もすると植民地獲得の経費は放漫に計上せらるゝことが多いから之を十分に検討しなければならぬ。然し乍ら領有に伴ふ事業にして終を告ぐるに至れば植民地の歳入を以て其の歳出を支辨するを以て原則としなければならぬ。然らざれば植民地を文明國の文化を目標として其の水準に達せしむるが爲に本國は其の財政を援助しなければならぬ、かくすることによりて植民地人民は之を喜ぶかといふに本國等より來住したるものは比較的少數であり其の多數は原住民であるを常とし、而かも原住民の生活の程度は遙に低きものであるからさまで之を喜ばない、従つてこれ等の経費は比較的少數者である來住者を喜ばしむるに過ぎないとすれば本國よりの財政上の援助は價值の大半を失ふものといはざるを得ない。文明國にして植民地を拋棄すれば知らず苟くも之を維持せんとするには其の財政に統制を加へて植民地の経費は植民地の歳入を以て支辨し、本國は之より何等の利益を受けざると同時に植民地の財政に援助をなさざるを原則としなければならぬ、之が爲には本國は植民地の財政に検討を加へて其の統制に服せしめなければならぬ。このことにつき

同化主義
による
植民地
の豫算

ては植民地統治政策の根本が自治主義によるか、同化主義によるかによりて大に異らざるを得ない。同化主義によるものは植民地を本國の一地方の如く見るのであるから一般経費は原則として本國財政として決し、植民地をして其の経費の性質に照して分擔せしむれば宜しいのである。我國の植民地豫算は大體この趣旨によるものである、形式的には植民地の豫算は特別會計をなすのではあるが、一般會計に對して計上せらるゝに過ぎないのであつて、いづれも本國の豫算の一部として本國議會に於て決定するのである。而して植民地の経費の本國植民地の分擔は植民地限りの経費即ち植民地に於ける行政費、教育費、保健、産業費、警察費、地方的軍事費等は植民地の負擔とする。其以外のものは本國植民地を通じての一般経費であるから本國の負擔とするのである、就中重要なものは國防費である。我國の植民地の如きは本國に接し、所謂國防の第一線をなすものであるから其の経費を本國にて負擔するは當然であるが、多くの國にては植民地は遠隔の地にあり、其の防備は本國と獨立してなさなければならぬのであり、更に本國と植民地との國防上の連絡をなさしむることは莫大の経費

を要するのであるから本國の經費となすことは負擔に於て輕くはない、佛國に於て同一原則を採用するに拘らず數々問題となるのである。植民地の國防費といつた所で必しも一定の限度がある譯ではなく従つて其の經費も自ら多少があるからこの種の問題を生ずるのである。

植民地統治策の根本として自主主義を採る國に於ては植民地の豫算は植民地議會に於て決定するものであるから本國の豫算とはもとより獨立するものである。従つて植民地の經費は其の歳入を以て支辨するのである、換言すれば財政的自主權を有するのである、其の國防費も勿論其の議會に於て決するのであるから其の財政の許す程度に於て決定するのであるが近年に至りては植民地は本國を離れて其の獨立を維持すること困難であり本國も植民地を離れて其の世界的位置を保持するの困難なるを感ずるに至つたから自治植民地にては自ら進んで本國に對し軍事的援助をなし、本國も亦本國植民地の連絡を密接ならしむるを理由として本國の負擔に於て其の國防の一部を分擔しつゝあるのである。一九〇二年英植民地會議に於てもこの問題が盛に話題に上り其の

自主主義
による
植民地の
豫算

趣旨には異議を唱ふるものはなかつたのであるが帝國々防費の一部を植民地が分擔するにしても如何なる標準により各植民地が分擔すべきかにつき決定するに至らなかつた。其の分擔の標準となるべきは凡そ(一)各植民地の面積(二)植民地の人口(三)植民地の貿易の三である、何人もこれ等の事項を標準に取上ぐるには相違ないが、植民地の面積が廣ければ本國の國防費が嵩むことは首肯せらるゝにもせよ、事實國防費は土地の面積に正比例するものでもないし、人口とでも同様である、人口が多ければ負擔力が多いとは限らない、人口がさまで多くなくとも人民にして富有であれば負擔力は多からざるを得ない、この點よりすれば寧ろ植民地の貿易は其の負擔力を暗示するものに近いが、これとても事實に照せば必しも然るとはいへない、故に植民地間に如何に分配すべきかと決定するに足らなかつたのである。要之本國と植民地とは原則として財政の獨立を目標として財政計畫を立つるものであるが國情により本國は或程度まで植民地の財政を援助するものあり或は之と反對に植民地は本國の國防費の一部を負擔するものがあり必しも一樣ではない。

財政上植民地は本國より援助を受けざると同時に本國に支援をなさざるを原則とすることは前にも陳べた。然れども植民地創設の初めに於ては歳出多くして歳入少きのみならず、鐵道の敷設、運河の開通、港灣の開築等土木費を要すること多く之を出すに非ざれば其の産業の發達期して俟つことは困難ならざるを得ない、故に本國は少くとも或程度までは植民地の財政に對し援助をなさざるを得ない、而かも其の援助は歳と共に急激に増加するを常とし上に陳べたる財政上の原則に違反する傾向がある、本國政治家は其の援助を減少せんとするし、植民地財政家も亦成るべく速に援助なきを期待するのである。こゝに於て植民地は其の財政を行ふが爲に外國債を募集せんとする、外國債を募集した所で其の産業にして大に發達すれば之を償還することはさまで困難でない理である。植民地にしてこの種の外債を募集すれば問題はないが、多くは本國が植民地の保證の位置に立ち其の公債募集を容易ならしめんとすることが多い、何が故に本國が植民地の保證の位置に立つかといふに本國は植民地に比較して遙に信用敦きが故に保證の位置に立つ時は比較的有利なる條件を以て之を

外債募集

募集することを得るであらう、有利なる條件を以て募集することを得れば其の財政上の負擔も比較的輕きのみならず之を償還することが比較的容易なることを得るであらう。

植民地の外國になしたる公債募集にして専ら生産事業に用ひらるゝものならば其の産業にして歳と共に隆昌に赴く時は之を償還することも比較的容易であつて財政上甚しき累をなすものではないがこの種の起債は必しも生産事業にのみ用ひらるゝものではない、不生産的に用ひらるゝことが多い、否諸國のなしたる所を見ると生産的の公債に比較して不生産的の公債が遙に多い、不生産的の公債であれば之によりて其國の産業が盛になるのではないから歳入の増加と歳出の節約とによりて之を償還しなければならぬから植民地の財政にとりて甚しき累をなさざるを得ない、近世植民史上最も顯著なる例は埃及及び印度に於て之を見るのである。

埃及にては其の財政を行ふが爲に頻りに外債を募集したが故に一八七三年には其の公債高は二千八百萬磅の多きに上り其の利率は平均一割四分に上る、

而かも同國の財政家は益々公債を募集し而かも之を濫費したが故に一八七六年英佛兩國が債務整理に着手したる時には公債總額は八千九百二十萬八千四百十八萬磅に達したこゝに於て英佛兩國は一八八〇年債務整理法を制定し一方には四分乃至七分の低利借替を行ふと同時に *Caisse de la dette* と稱する行政組織を設け債權國民の代表者が共同して埃及の財政を監督するに至り初めて財政整理の端緒を開くに至つた爾來埃及では出来る限り經費を減少するに努め以て歳入歳出の權衡を得ることを努力すると同時に公債の低利借替に力を致したから一九〇四年には利率は三分乃至四分半となり公債總額は九千四百萬磅となり同國の財政は安固なることを得た之によりても不生産的公債募集の財政に累を及ぼすことの多きを知ることを得よう。

印度は初めより公債甚だ少く大ミユチー前には總額四千九百萬磅に過ぎず其の公債の少きは産業比較的發達して歳入が多く歳出入が權衡を得てゐるが爲に公債を募集する必要が少くあつたからである。然るに一八六二年に至り軍事公債を發行したる爲に公債額が激増して九千五百萬磅となり公債利子は

年に四百三十萬磅を要するに至つた。其後不生産的公債は漸次整理せらるゝに至りしが之と反對に生産的公債は益々多く其の公債の大部分は鐵道敷設と水利事業の爲に募集せられたものである。かゝる公債の重壓は財政にとりて累をなすものに相違ないが其の公債は生産的のものであるからやがては産業の隆興を見るべく其の結果は財政上其の累をなすに至らざるに至るであらう。

佛國の植民地に於ても財政の圓滑を期するが爲に公債を募集することあれども佛國の政策として植民地にして公債を募集せんとする場合には必ず本國政府の承認を経ざる可らずとの原則を固守すると同時に植民地にして公債を募集するには植民地の信用に於て之をなさざる可らず本國政府は之に對して保證の位置にも立たず何等の援助をなさざるを原則とす。現に一八九八年鐵道擴張費公債二億フランを募集したる時は本國政府は單に其の募集を許可したるのみにて保證をなさず又増抵當の提供を許さず専ら其の植民地の信用のみによりて之を募集した幸に佛國民は盛に之が募集に應じたるが故に目的を達することを得た。佛國にかゝる原則を墨守する所以のものは佛國で其の植

民地の財政に對し盛に援助をなしたるが故に動もすれば植民地の財政を放漫ならしめ植民地の發達に害を及ぼしたのみならず本國の財政にも少からず害を及ぼしたのである。されば植民地財政獨立の原則を立て本國は植民地の支援を要求せざると同時に植民地に對して本國は財政上援助せざることとを標榜するのみならず其の原則の結果として植民地が歳出入の權衡を計るが爲に公債を濫りに募集するを嚴禁するに至つた。其の結果として植民地も歳出の膨脹を戒め、以て歳出入の權衡を期すると同時に已むを得ず公債は生産的のものに止むると共に其の額も植民地の財政の負擔し得る程度に止むるを以て其の公債を募集するや之に應ずるもの甚だ多く英佛の市場に於て募集したる公債額甚だ多く而かも利率も比較的低く植民地の財政にさまで累をなすものに非ずといふ。

要之、植民地も一獨立國家なる以上は其の財政の健全なることを目標として財政計畫を立てざる可らず、植民地の擴張のみに眩惑して植民地の財政に援助をなす時は却つて植民地の財政をして放漫ならしめ其の結果は獨り植民地の

發達を害するのみならず遂には本國の財政にも累を及ぼすに至るであらう。故に植民地創設の初めには植民地をして發展の歩武を進むるが爲に經費を要すること少くはないから相當に本國政府は之を援助をしなければならぬが、其の援助も出來得る限り速に打切ることとを努めなければならぬ。之が爲には歳出に對し嚴正なる檢討を加へ其の濫費を戒むると共に植民地の産業を發達するに力を注がなければならぬ。其の産業にして漸次發達するに至れば獨り植民地の臣民をして其の生活に安んぜしむることを得るのみならず植民地の歳入を増加することを得るであらう。かくて植民地財政の獨立は比較的早く實現することを得るであらう。植民地の財政にして獨立するに至れば本國政府は植民地あるが爲に何等の苦痛を感ずることなきに至るであらう。植民地財政にして益々餘裕を生ずるに至らば其の餘裕を以て其國資源の開發に力を注ぐ可きである。植民地には原則として自然の資源多く之に勞働と資本とを傾注して之が開發に努めたならば其の産業は驚くべき速度を以て發達するに至るであらう。植民地の經濟上の位置を向上せしめ得るは勿論其の結果は植民地の財

政をして益々鞏固ならしむることを得るであらう。若し夫れ必要があつて公債を募集して財政の運用を容易ならしむる場合には其の目的と利率とに注意する時は之が爲に財政上累をなすことはあるまい、其の目的は上に數々陳ぶる如く生産的のものでなければならぬ、生産的とは獨り其の資金を用ふべき事業が性質上生産的であるのみならず、私經濟的見地よりして若干年の後には收支償ふことを得るの謂である、若し收支償ふこと能はざる場合にはたとひ其の事業の性質が生産的であつても事業の經營上困難を見なければならぬ、かくては財政上累をなさざる理はない、其の事業の收支償ふことを得ると否とは其の資本の利子の高低に關係すること多く、其の利子歩合にして甚だ高き時は他の條件にして甚だ有利であつても收支償ふこと能はざるに至るべく、反之利子歩合にして甚だ低き時は經營比較的容易なるを得て收支償ふことを得るであらう、勿論如何なる事業と雖も初めより收支償ふものではない、特に現今の事業の如き固定資本を要することの多いからやがては多くの収益を生ずるにもせよ初めより多くの収益を生ずるものではないから若干年の間は收支相償ふべ

きことを俟たなければならぬ、初めより收支償ふべきや否やにより生産的なりや否やを判別することは出来るものではない。若干年收支償ふことを俟たなければならぬといつて無制限に之を俟つことを得るものではない、これ等のことは常識によりて判断すべきものであつて之が法則を掲ぐることを得るものではない、又利子歩合の高低の如きも公債を募集すべき市場によりて自ら異らざるを得ないから之が募集をなすに當つては其の市場を選ばなければならぬ、概していへば其の市場は世界金融市場の中心を選んで募集するを有利とする、何者、世界金融の中心市場であれば自然資金の需要と供給とはこの地に集中するから其の結果同市場に於ける利子歩合は最も自然的のものであつて従つて其の歩率も低きことを得るであらう、獨り其の歩率が低きのみならず借換等をなすことが比較的容易なることを得るであらう、故に公債を募集するに當りては成るべくかくの如き市場を選んで之をなすのが得策であると信ず。

第二章 植民地の土地政策

土地問題
の重要性

諸國の植民政策の中で最も重要にして困難であるのは土地問題である。土地問題がしかく重要であるのは植民地を領有した所で之を開拓しなければ用をなさない、たとひ自然の富源があつたとした所で多くの労働と資本とを投ぜざる限りは其の富源をして光彩を發揮せしむることは出来ない。故に植民地をして發達せしむるには適當に植民者の間に土地を分配し之を成るべく速に開拓せしむることが最も肝要である。土地にしてよく開拓せられ富源の利用が有望となるに至れば自ら來住するもの多く労働も資本も求めずして投下せらるゝに至るであらう。本國より來住する植民者の數が増加するに従ひこれ等の植民者の中には原住民の土地を奪ひて之をして生活の本據を失はしむる者少くはない、如何にして植民者の掠奪に對し原住民の土地所有權を保護すべきかこれ又頗る重要な問題である。以下少しくこれ等の問題につき研究しよう。

土地の分
配の注意

一七 植民地に於ける土地の分配並に開拓

植民地にして尙未開不毛である間は其の土地の發展を期して待つことは出来ない、之をして發展せしむるには多くの労働と資本とを之に投下しなければならぬ。之が爲には成るべく多くの植民者をして其地に來住せしめなければならぬ、其の來住を促すには植民地を成るべく廉價に植民者の間に分配し之を開拓せしむるに勝るものはない。但し廉價に土地を分配しても之に對して十分の注意をなさざる時は植民者は之を開拓せんとせず、土地の價格が將來騰貴すべきことを豫測して單に投機的に土地を購むるもの多く土地の開拓は殆んど望むことを得ない、たとひ之を開拓するにしても自ら開拓すること能はざる廣袤の土地を購むるものあり、其の土地の大部分は自ら開拓せずして他人に譲渡して其間に多くの利益を得んとするのである。このことは植民地の開拓稍緒についた時に最も多いのである。植民地の土地の價格は其の需要が多くなるに従ひ騰貴することは勿論であるが、其の價格の騰貴の勢ひ甚しく勞せずして不當の利益を收めしむることは社會上望まじきことでなきのみならず

ず、土地の賣買等が投機的となりて却つて土地の開拓を遅からしむる結果を生ずるのである。故に植民政策としては(一)植民者をして成るべく容易に土地を取得せしむると共に(二)土地の兼併を防ぎ且つ(三)其の土地を成るべく速に開拓せしむることを主眼としなければならぬ。

植民史の教ゆる所に由れば諸植民國は土地を以て植民地の富源として最も尊重すべきものなりとなしたるに拘らず如何に之を開拓利用すべきかにつき注意することなく其の土地と土著の人民とを虐使することを許して顧みなかつたのである。例へば西班牙が亞米利加大陸に植民地を開くや一定の年齢に達したる土人には強制的に土地の産物の一定量を政府に出さしめ、之を出したるものには銅牌を授けたのである。其の銅牌を有しないものは義務を盡さざるものとして懲罰に處し虐待して假借する事はなかつた。之を *Repartimientos* と稱す。之と同時に植民者には比較的廣汎なる土地を分配し隨意に其の土地と之に居住する土民を利用虐使せしめたのである。之を *Economidas* と稱したのである。この二制度は土地の利用につき深き考慮を用ひたものではない

スペイン
植民地の
強制開拓

から土民は奴隷となり土地は濫耕せらるゝに至つた。其の領有の初めには多くの收穫を擧ぐることが出来たかも知れないが土地の生産力を枯渴せしむることになるので土地の利用方法としても決して賢明なるものではなかつたのである。葡萄牙も佛國も其の植民地に對し西班牙の例に倣ひて同種の制度を施行したのであつた。

英國も初めは米大陸の植民地に同じ制度を輸入したが學者等は其の弊を論ずるもの多くあつたから政府は植民者に分配すべき土地の面積を限定すると同時に植民者をして土人等を使役せずして自ら耕作せしめんとするに至つた。諸植民國が土地問題につきて眞面目に攻究するに至つたのはこの時からである。

植民地には私有に屬せざる土地は甚だ多いから之を植民者に分配すれば植民者をして其の生計を立てしむることを得て植民者を多數招致することを得るには相違ないが濫りに多くの土地を分配する時は自ら耕作することは出来ないから土人を使役して耕さしむるやうになり而かも收穫を多からしむる爲

土地問題
の研究

公有地の
分配

に之を虐使して省みることはないか、若くは土地の賣買によりて不當の利益を收めんとせしむることになるから土地を分配するには、植民者及び其の家族を以て利用せしめ得る限度に止めなければならぬと同時に、植民者を以て責任を感じしむる爲には決して無償にて分配することはならない、無償にて分配すればこそ自然自ら耕作し得ざる廣汎の土地の分配を受くることになるのである、反之、有償にて分配する時は自ら耕作し得る程度の土地の分配を受くるに至るであらう。有償にて分配すといつた所で植民地のことであるから土地の價格は甚だ低廉であつて植民者をして之が爲に苦痛を感じしむる程度のものではない、さりとて其れにても濫りに廣き分配を受くることはあるまい而かも尙之を開拓せしむるが爲には相當の年限を附して開拓の義務を負はしむるのである、其れが爲には一定の年限の後には相當額の地租を課徴するのが最も良い。相當額の地租を課する時には之を負擔するには相當の收穫を得なければならぬから自然之を開拓するに至るであらう。一定の年限後に至つて之を徵課するのは植民者が土地の分配を受けた直後から耕作に従事した所で其の初め

には費用が比較的多くある上に多くの收穫を擧ぐることが困難であるから一定の年限丈は租税を免除しなければならぬ。故に土地を植民者に分配するには少くともこれ丈の注意をしなければならぬ、英國植民地の中には土地の分配につきこれ丈の注意をなしたるに拘らず尙他の弊害を生じたものがある、即ち土地の投機が行はるゝことである。土地の賣買が自由であれば自ら耕作する意思のなきに拘らず土地の分配を受け適當の時に其の土地を他に譲渡して利益を受けんとするのである、現に濠洲植民地に於ては上述の趣旨によりて法律を設けたるに拘らず土地の投機をなすものは巧に法網を免れて賣買が行はれ比較的少數者が廣大なる土地を所有するに至り而かも開拓の實を擧ぐることが出来なかつたといふ。故に土地の分配につきては最も注意しなければならぬ。

この問題につき模範とすべきは北米合衆國である。同國は植民地時代の經驗に基き獨立後土地政策は各州の手より奪ひて合衆國の司掌となし土地局 Land office を設け私有地以外のものは凡て公有となし之を三十六萬哩(六百四

十エーカー(Township)に分配す。其の中若干地區を拂下ぐる場合には大統領の名に於て最低價格を定めて之を公賣に附し、最も高き價格を附したるものより順次之を拂下ぐるのである。若し最低價格以上にて買受くるものがなき時は公賣の手續を用ひずして同價格を以て現金にて拂下ぐるのである。其の拂下げたる土地には四年間は地租を免除するけれども五年目よりは低からざる地租を課すのである。其の趣旨はいふまでもなく眞に土地を開拓せしめんとするにある。米國は之を以て満足せず十九世紀の中葉に至り先買法(Premi-ption Act)家産法(Homestead Act)を制定して小農等小土地所有者を保護することになつた。先買法によれば合衆國の公民並に公民たらんとする意思を合法的に表示したものは其の土地に移住し六月間耕作等に從事し三月以内に土地取得の意思を表示した時は百六十「エーカー」以内の土地を一定の最低價格で交付せらるゝのであり、其の價格は三十ヶ月以内に現金を以て納めるのである。家産法に由れば前掲の資格ある者は八十「エーカー」乃至百六十「エーカー」の土地を家産となす意思を表示し六月以内に耕作利用に従ひ七年間に之を完成し五年

以上同所に居住したることを證明する時は其の權利を獲得することを得るのである。但し六月耕作に従事し而かも同地に居住したる時は現金を以て其の土地所有權を取得することが出来る。これ等家産の一部は債權者の追求を免ることを得るのである。其の法律の趣旨は土地兼併の弊を防がんとするにある。然し乍ら家産法は小土地所有者をして家産として土地の所有を保有せしむるにあるが一方之を賣買するは勿論之を擔保として負債を起すことを得せしめないものであるから、其の土地所有者は之を利用して資金の融通を受くることが出来ないのである。このことは農耕する者にとりて不便ならざるを得ない。故にこの種の制限に對し反對するものは少くはないのである。これ等の小農にして他に融通を受ける擔保物件があれば兎に角然らざれば爲に其の手足を束縛することになるので之に反對するのは一應の理由がある。蓋しこれ等の土地制限は土地兼併の弊が既に盛んとなりたる後には之を實行することが困難であらうが北米合衆國が夙に之に留意したのは機宜を得たるものであつて同國にては資本集積の勢が盛んであるに拘らず土地の分配が比較的によろしく

従つて社會の基礎を動搖せしめないのは之等の法律に負ふ所少からざるのである。

獨逸はこれ等の先例に倣ひて膠州灣を租借するや徹底的に土地政策を實行した。政府は徐ろに支那人民の所有地を相當の價格を以て買上げた。相當の價格とは土地所有者の力によりて價格を増加した外は獨逸の領有に歸せざる當時の賣買價格を標準としたもので一方に所有者をして買上の爲に損失を被らしむることなからしむると同時に投機により不當の利益を得せしめざることを期したのである。政府は其の買上げたる土地を一定の最低價格を附して公賣した。勿論公賣の結果最も高き價格を申出でたるものに拂下ぐるには相違ないが政府は之を拂下げざる自由を留保するのである。土地を所有せんとする者は其の土地利用の計畫を申告し之を登記してから初めて其の所有權を獲得するのである。其後に至り土地所有者が土地を他に譲渡せんとする時は豫め政府に譲渡價格を申告しなければならぬ政府は其の土地所有者の買受價格と譲渡價格とを比較し其の土地に加へたる資本等を斟酌して利益を計算

し其の利益の三分の一を政府に收めしめるのである。土地所有者の利益を計算するには土地に放下したる費用と年六分の利子とを控除するのであるが土地に放下したる費用といつた所で之を知ることが困難であるから委員をして之を調査せしむるのである。又譲渡價格につき虚偽の申告をなす危険があるから之を防止するが爲に政府は申告價格を以て該土地を先買する權利を留保するのである。獨逸政府は一八九八年九月より地租として地價の百分の六を課徴することゝなつた。其の目的は單に地價の騰貴すべきことを豫測して土地拂下を申請することを防止する爲である。政府は其の政策を徹底的ならしむる爲に土地所有者にして曩に申告した利用計畫を一定の期限内に實行せず若くは豫め政府の同意を経ずして其の計畫を大に變更したる場合には政府は拂下價格の二分の一を以て其の土地を收用するのである。但し利用計畫を變更した爲に土地所有權が喪失するものでありや否やは法律上疑問であるのみならず經濟上更に有力なる方法を用ふるに非ざる限り立法の精神を貫くことは困難であるから一九〇三年以後は政府の拂下げたる土地に對してこの法規

を適用せざるに至つたと同時に土地の購買者にして利用計畫を實行せざる場合には契約違反の理由により賠償金を出さしむることとした。其の賠償金額は拂下條件の中に之を明定し其の擔保を出さしむることとしたのであるが、後に至り更に之を改めて利用計畫を實行せざるを理由として地租を累進せしめ其の計畫を實行するに至りて舊に復することとしたのである。其の投機的拂下申請を防止する効果は頗る著しかつたといふことである。植民地に於ける土地政策を實行するに當りては參考とすることが出来ると信ずる。

植民地の地價は植民地人口の増加に伴ひ急激に騰貴し爲に其力によらずして暴富を致すものがあるから之を防止する方法としては土地増價税を起すのが最も有効である。土地増價税は一定時の地價を基準とし五年十年十五年毎に其の土地の價格を秤量し若くは土地の賣買がある時は其の賣買價格を比較し其の差額の中から土地所有者が之に投下した資本等を控除し以て其の土地が社會的原因によりて増價した部分を測定し其の一部分(一割五分、二割、二割五分)といふが如くを租税として課徴するのである。土地増價税は歐洲諸國では

國税若くは地方税として課するものがあるけれども租税の性質として植民地に於ける租税として最も適するものである。何者(一)植民地に於ては社會的原因による地價騰貴の勢が最も甚しいのみならず(二)文明國の都市に見るが如き巨額の資本を有せずして投機的に土地を購入することが出来る又(三)租税の技術からいつても土地所有權が確立した後に至つてこの種の租税を起さんとする時には土地所有者から激烈なる反對を受けるから容易に之を實行することは出来ないが植民地では土地所有權は未だ確立しないからこの種の租税を起してもしかく反對を受けない従つて之を實行することが比較的容易である。故に多くの植民地に於てはこの種の租税を起すのである。其の之を起すのは一方には植民地に於ける租税収入を擧げん爲ではあるが一方に於ては其の社會政策的効果を擧げん爲である。即ち土地所有者をして其の勞働によらずして不當の利益を得せしめざると同時に後に植民する者をして容易に土地を購むること能はしめざらんが爲である。

一八 土著民土地の確保並に整理

植民地に於ける土地所有権が未だ明確ならざるが爲に動もすれば植民者は之を侵害し以て其の生活の本據を覆さしむることなしとしない、従つて土地所有制度を明確ならしめ以て其の侵害を防止しなければならぬ。是れ政府が植民地に於ける土著民に對する土地政策として行はなければならぬ所である。土地所有制度を確立することは勿論甚だ望ましいことではあるが、土著人民間の土地所有に關する觀念文明諸國に於ける如く明確でないから俄に文明諸國に於ける如く之を明確ならしめんとすれば土著人民は之を以て甚しく其の習慣を破り利益を害するものとして反抗し容易に之に服従しない爲に事態を紛糾せしむることなしとしない、さればとて其の習慣等を尊重し土著人民の土地に手を觸れざる時には植民地の開拓は之を期すること難からざるを得ない、故に植民地の土地政策としては成るべく速に適當の方法によりて土著民の反抗を招くことなく土地所有権を明確ならしむると同時に其の私有に屬せざるものは之を政府の所有に移し、後之を適當に分配すべきものである。蓋し土著民の土地所有権を明確ならしむることは其の土地を保護する基礎を明なら

しむると同時に其の所有に屬せざるものは政府の有たらしめ以て之を善用せんとするからである。

土地所有権を明確ならしむる方策として最も有名であるのはトールレンスが一八五八年南濠洲植民地に於て初めて行ひたる所謂トールレンス土地登記制度である、其の制度が相當の成績を收めたから我國にても之に倣ひて土地制度を明確にするが爲に用ひたのである。この制度は土著人民の習慣利益を害することなくして文明諸國の土地所有権制度に移らしむることを得るものであるから諸國の植民地中之に倣ひたるもの少くはない。今其の制度を略述すれば政府は先づ土地登記委員若干名を任命し置き、土地所有権を確定登記をなさんとする者ある時は其の土地に關し權利關係を最も詳細に調査し、若し必要あれば其の土地を實査檢分するのみならず、更に一定の期間公告の方法により其の土地に關する權利を確定するにつき異議を申請する者なきや否やを明にし、異議を申し出づるものなければ初めて其の權利を確定登記するのである。土地所有権が確定したる後之を他に讓渡さんとするものある時之を新に登記せし

むるのである。而かも其の登記の寫しを土地購買者に交付するのである。之によりて新所有者の権利を明確ならしめ以て紛争を未然に防止することを得るのである。要は土地の所有権が未だ明確ならざるものをして文明諸國に行はるる如き土地所有制に移らしむるものであるが、土地所有権を確定せんとするものある場合に初めて行政機關が活動を開始するものであるから急激に土地制度に變更を來すものでないから土著民よりの反抗を挑發することはないのみならず同時に土地を丈量するものであるから之によりて遂には土地臺帳を完成することが出来る。

土著民の土地所有がかくして明確なるを得れば植民者をして土地所有権の不明確なるに乗じて土著民の土地を不當の價格を以て譲渡せしむるが如きことなからしむると同時に反對に植民者をして土著民等から欺かれて土地を購買し後に至りて紛議を生ぜしむることなからしむることを得るのである。

土地私有の範圍が明確なることを得れば私有に屬せざる土地を政府の所有に移す上に於て便利であるはいふまでもない。蓋し多くの植民地に於ては土

地は部落の有に屬し、若くは酋長の所有に屬し、而かも其の所有と結んで其の土地に對する統治權が行はるのであるから、若し其の土地の所有権を繼承する時は政府は酋長より其の統治權を繼承することが出来るのである。従つてこの意味に於て土地私有の範圍を明確ならしむることが土地統治權の繼承に關しても重要である。例せば印度政府がモゴル王より農作地の所有權並に公有地森林等の支配權を繼承し、ジャバに於ける和蘭政府が其の土著人民の政府より一切の土地所有權並に統治權を繼承したる如き其例とすることが出来る。酋長の土地所有の範圍が明である場合には其の統治權と併せて繼承することは極めて簡單であるが、其の所有土地の範圍が明確でなく、若くは未だ占有せられざる土地の如きは植民政府は其の土地に對する權利を讓受くる譯には行かない、之が所有權を得るに非ざれば開拓の實を擧ぐることは出来ない、これ等の土地を得開拓する上に於て困難せざるを得ない。事實上非占有土地の意義が明でないから假令法令を出して私有地以外の土地は政府の有に屬すべき旨を明示した所で土著人民は之を解せず、其の土地を利用して顧みず爲に紛議を生ずる

こと少くはない。故に植民政府がこの種の土地の所有権を得んとするに當りては土著民をして之を諒解せしめ以て後日の紛議を避くる爲に相當の手段を講じなければならぬ。

土地所有の觀念が明ならざる結果土著人民にして廣大なる土地を所有し而かも之を荒蕪に放任し置き開拓せざるもの少くはない、かゝることは植民地の開拓を徒らに遅らしむるもので植民地を創設したる精神に副ふことではない、故に成るべく速に之を開拓せしむる途を講じなければならぬ。土著人民をして土地を開拓せしむることはいひ易くして其の實行は難いのであつて植民政府が常に之が實現に苦しむ所である。其の開拓の困難であるは土著人民をして眞に開拓するを得ざる程度の土地を占有せしむるからである、之を鞭撻するも激勵するも到底其の効はない、故に其の占有土地の面積を縮少することが其の効を生ずる所以である、然し乍ら其の占有は既に永き年月以前よりであつて俄に之を制限することは決して容易ではない、或は反亂其他種々の口實を設けて其の一部を沒收したものがあり、或は到底負擔し得ざる程の苛重なる租税

を課し以て其の土地の一部を抛棄せしめたものがあつたが、これは暴力を以て土地を奪取するものであつて、土著人民にして無力の爲に反抗する能はずとするも決して稱すべきことではない、故に之より合理的の方法を採らなければならぬ。

土著人民をして開拓をなさしむる方法として廣く行はれたものは強制耕作 (Cultuur stelsel) である。この制度は十九世紀の初め和蘭政府がジャバ島に於て試みたものであつて成績が良かったから多くの植民地に於て襲用せられたものである。強制耕作とは土著人民の土地を政府に收用するのではない、唯其の土地の五分の一を政府に提供し其の命令に従ひ一定の勞働を之に用ひしむるものである。政府は耕作すべき農産物の種類を指定すると同時に其の收穫物を擧げて一定の比較的低廉なる價格に對して政府に納めしむるのである。初めは土著人民は土地の一部を政府に提供した所で其の所有権を失ふのではなく、其の收穫物は政府にて買上ぐるから土著人民にとりては相當の收入を生ずることになるので寧ろ之を喜んだのである。稍、後に至りては其の耕作地は

政府にて譲受けることになつた。然し土著人民がこれを耕作し其の收穫物は政府に於て買上ぐることは舊の如くである。植民者は土著人民の土地を買受け若くは借入れて土著人民と競争することは絶対に禁止したのである。其の競争を許す時は生産技術に於て土著人民に遙に優るから自然收穫も多く之が爲に政府は豫定の如く收穫物を收めることは出来なきのみならず植民地として豫定以上の收穫を得ることになり其の結果收穫物の價格が下落するに至るであらうから土著人民にも不利を來さしむることにならざるを得ない。故に植民者をして土著人民と競争の位置に立つことを禁じたのである。この制度は一面に於ては土著人民をして土地を開拓せしめ収入を得せしむるものであると同時に一面に於ては植民者より土地を奪はることなからしむるのであるから土著人民にとりて利益あると共に其の土地を開拓せしむるに與つて力あるものであるが其の利益の反面には政府の人民の經濟生活に干涉する程度甚しく、植民地の發達を害すること少しとしない、且つ植民地の産物の價格が相當高かりし間はたとひ生産方法が幼稚であつて生産費が比較的高くあつても差

支がなかつたのであるが、植民地の産業が發達して植民地産物の價格が下落するに至るや政府の收穫物買上價格を低下せざるを得なくなつたから土著人民の収入も減ぜざるを得なくなつた、土著人民の収入を減ぜしめない爲に買上價格を減じない時は政府の財政が困難にならざるを得ないから一時は多く行はれた制度であるが遂に廢せらるゝに至つたのである。土地より生ずる收穫が技術の發達に伴ひ増加するに至り自然其の價格に影響を及ぼし耕作者の収入にも影響するに止らず今日では植民地の産物も多くは世界的商品となり其の競争は獨り國內間の競争に止らず世界的競争となるに至つたからかゝる區々たる方策によりて耕作者の収入等を保護することは出来ない、故に少しも早く文明國の土地制度を理解せしむると同時に文明國に於ける如く之が保護の途を講じ之が耕作者の經濟上の位置を保護するやうにしなければならぬ、土著人民も初めの程は之を煩はしく思ふかも知れないが之に慣るゝに従ひ之を徳とし利益を受くるに至るであらう。

朝鮮は古より農業國として有名であるに拘らず土地制度は極めて不完全で

あつて賣買の際常に紛争あり其の結果強力ものは弱者を欺いて比較的廉價に土地を譲受くるに至るのみならず同じ農耕するにしても動もすれば隣接せる他人の土地を耕して其の收穫となし爲に紛争絶ゆることなし政府にして土地の所有明確ならざるが故に租税を徴するに不便なるはいふまでもなし山林原野沼澤の如きは全く面積に關する名辭はなく只標識ありて其の場所を示すに止れりといふ田畑の如きは之に必要な播種の數量によりて一斗落二斗落の如き名を以て其の土地の面積を表示し若くは耕作の時日により一日耕二日耕の如き辭を以て其の面積を示すに過ぎない其の結果耕作者の技倆と土地の肥瘠とによりて其の面積に甚しき差異あり一斗落にして面積七八十坪より二百坪以上に及び一日耕にして七八百坪より二千四百坪にも及ぶことがあつたといふかくの如くにしていかでか耕作者の生活は安定することを得べき故に我國が之を併合するや土地制度を確立するの必要を感じ明治四十二年九月度量衡法を發布し地積は總て日本帝國と同一の名稱命位を用ふることにし明治四十三年初めて土地全部調査の計畫を立て同年以後八箇年繼續事業とし土

地の調査を行ふことに於て初めて土地の私有制度の確定を見ることを得たのである。是れより先き土地家屋賣買證明規則ありて土地家屋等の賣買に關し或程度の取締をなすことを得たのであるが其の取締は市街地には適用するを得たのであり市街地以外では之を適用することは出来なかつたのである土地の調査事業が完了し私有制度が確定するに至つて初めて之を適用することを得たのである鮮民の生活に大なる利益となつたことはいふ迄もない。

臺灣の土地制度は統治者の異なるに従ひ幾度か變遷をしたのである今其の大要を陳ぶれば西曆千六百年和蘭人來りて臺灣南部を拓殖するやここに王田の制を創めたのである即ち農夫數十人を一組とし組毎に組長ありて之を統率す官府は之に耕牛農具種子肥料等を貸附して開墾をなさしめたのである田畑に等級を設け貢租等各之により異つたのであるこれが同地に於ける土地制度の初めである。千六百五十年頃鄭成功がこの地を征服するや王田制を改めて官田制としたのである官田とは官有耕地のことである官有耕地の傍らに文武官田と稱するものがあつた當時の文武官又は民間の富豪等が資本を出して開

墾した土地であつて土地私有制の起源である。所で官田は農民から小作料を徴收し文武官田から一定の地租を納めしめたのである。小作料といひ地租といひ名は異なるけれども農民からいへば負擔である而して文武官田の地租は甚だ低廉であつて官田の小作料の四分の一に過ぎなかつたといふ。鄭氏が亡びて臺灣全土が清朝の治下に歸するや官田を悉く私有に移すと同時に地租改正を行ひ官田の負擔は之を半減すると同時に文武官田等民有地の負擔は之を倍加したのであつた。雍正元年(一七二三年)に至り政府は開墾獎勵策を採り雍正七年以後開墾したる土地は其の地租を他の田畑の租稅率の二分の一、若くは三分の一たらしむことを公布した。こゝに於て支那人の臺灣に移住するもの甚だ多く、其の中には蕃界にまで進入して開拓を試みるものがあつたから支那人と蕃民との間に紛争を生じ、政府は之が鎮靜に苦まざるを得なかつたから遂には移民を制限する目的を以て地租を引上げたのである。

乾隆五十二年(一七八七年)に政府は道斗式の斛に代ゆるに滿斗を以てするに至つたから、租稅は事實上一割以上増加することになり道光二十三年(一八四三

年)に穀納を改めて銀納としたので爲に租稅は俄に増加して四倍以上となつたといふ。

更に光緒十一年(一八八五年)劉銘傳が臺灣總督となるや到る處に隱田多きことを見て地租改正事業に着手し、十八年を閲して漸く其の業を畢へた。臺灣には大租權者と小租戸とがあり前者は納稅の義務を負擔する代りに土地を開墾する權利を有するものであるが自ら開墾に従事することなく、小租戸をして開墾せしむるのである其の結果大租權者は政府と小租戸の間に立ちて利益を收むるものである、故に小租戸をして直接に政府に對して納稅の義務者たらしむる時は政府も小租戸も共に利益を受くべき理である、然るに之を實現するには大租權者を廢しなければならぬから、其の反對を受けて實現することが出来なかつた。

我國が明治二十八年臺灣を領土となすや、二十九年八月臺灣地租規則を公布し明治三十一年七月地籍規則、土地調査規則を制定し、明治三十一年より三十八年までに土地調査を行ひ、明治三十六年大租權確定に關する律令を公布し、三十

七年大租權整理に關する律令を制定し大租權三萬四千八件を買收し、公債證書を以て其の代償金を交付し以て大租權を廢することを得こゝに初めて近代的地土地制度を確立することを得たのである。

第三章 植民地の對人政策

一九 植民地の人的要素

植民地は原則として土地肥沃であつて農耕に適するか礦物等に富み所謂物的資源が豊富なるを原則とする。然るに之を利用すべき人口が少きが爲にこれ等の資源も利用することを得ないのである。故にこれ等の物的資源を利用するが爲には利用すべき人口の多きを必要とする。然るに原住民はさまで多數でないのみならず、本國より多く植民せしめんとした所で容易に其の目的を達することを得ない。其の植民地にして農業植民地であれば本國より植民したる者も其地に住居することを得、生産に従事することを得るが熱帯植民地であれば本國より植民したるものは風土等の關係で到底永く居住すること能はず従つて勞働に従事することが出来ない。勢ひ其の地方に居住し得るものを求めて勞働に従事せしめなければならぬ。かゝる人民を招致することは決して容易のことではない。故に其の植民地の産業を發達せしむるが爲に資本を輸入しな

人的要素
の重要性

ればならないと共に労働力を輸入しなければならぬ資本を輸入することは尙容易である。植民國では資本の増加は著しく之を用ふべき事業を求めつゝあり然るに植民國の市場では其の事業乏しく之に資本を放下するも多く利益を擧ぐることは困難である。資本ある者は海外適當の市場を求めて之を放下せんとする者が多い其の市場にして其國の植民地であれば其國統治下に屬するものなる時は資本を放下するも比較的安全である。故に植民地よりいへば資本を輸入することは寧ろ容易である。然るに適當に労働者を輸入することは困難ならざるを得ない故に其の産業を開發するが爲に適當の數量の人口を輸入することは植民地にとりて重要な問題でなければならぬ。

人口の不足従つて人口輸入の必要が起りたるは寧ろ最近のことであつて植民地が創設せられた初めに於ては何れも労働力の不足を訴ふるものなく其の土著の人民を酷使して産業を營みつゝあつたのであつた當時これ等土著の人民は恰も貨物の如く之を酷使して顧みざりしのみならず之を賣買して悔ゆる所はなかつたのである。奴隸賣買即ち是れである。然し乍ら奴隸の酷使甚しき

やこれ等土著人の繁殖力俄に衰へ其の結果過剩に苦みつゝあつた人口も遂に不足を訴えざるを得ざるに至つた。人口の不足の爲に産業の經營に障害を及ぼす所では野蠻國より奴隸を輸入して其の不足を補はざるを得なかつた。當時は奴隸賣買は甚だ有利なる仕事であつたのである。奴隸竝に奴隸賣買の人道に排斥すべきことであるは勿論。單に産業經營上より觀るも決して慶ぶべきことではない何者所謂奴隸は進んで労働に従事するのではなく已むを得ず労働するものであるから其の能率の宜しき理もなく且つ奴隸は單に酷使の爲に労働するのであるから健康も次第に衰へ其の結果労働力は減退せざるを得ないのである。故に眞實に事業經營の健全を思へば奴隸を使役するの決して利益に非ざることを知ることが出来る。奴隸制度廢止奴隸解放の主張の起つたのは其所である。特に米國に於ても北方の農業植民地方に於てはこの種の主張が盛に論議せられたのであるが、南方栽培植民地方では之を主張するもの少く寧ろこの制度を存続せんとしつゝあつたのである。蓋し農業植民地方では歐洲より植民したる者も労働することを得るから奴隸を廢止するも産業の經營にさしたる

障害を及ぼすことはないが、栽培植民地方では歐洲より來住したるもの、到底其の勞働に堪ゆること能はず、勢ひ黒奴等を使役して産業に従事せざるを得ない。故に奴隸制度を廢棄することは困難ならざるを得ない、奴隸制度の廢棄の可否は獨り人道上の問題ではなく寧ろ産業經營上の問題であつたのである。其の結果遂に南北地方の間で干戈を以て同問題を解決せざるを得なかつたのであつた、南北戦争即ち是れである、南北戦争は遂に北方の勝利に歸したのであるから奴隸制度は廢棄せらるゝに至つた、獨り米國のみではなく多くの植民地に於て之を廢棄するに至つたのである、奴隸の解放は人道に慶ぶべきことであるには相違ないが直ちに勞働力の不足を訴えざるを得なくなつた、事實勞働力にして不足すれば産業の經營に困難を見なければならぬし、其の不足を告ぐるに至らざるも賃銀は著しく高騰するに至つたから生産費の騰貴を見なければならぬことに至つたので、其れ丈事業の經營に困難を感ぜざるを得なくなつたのである、勞働力の補充は多くの植民地に於て最も緊要なる問題たらざるを得なかつたのである。

植民地に於ける勞働力擴充は現住民をして大に勞働を行はしむること、本國並に外國より勞働者の移住を獎勵することによりて其の目的を達せんとするのである。

現住者に對して相當の報酬を給與することによりて之をして進んで勞働に従事せしむることを得れば問題はないが、先住者は生活の程度も低く従つて生活に對して刺戟を感ずること少いから、たとひ報酬によりて勞働せしめんとしても容易に其の誘惑に乘らない、之等の報酬によりて目新しいものを得て生活の程度を向上せしむるよりも、怠惰なる生活を送るを喜ぶ風が盛んでは如何ともすることは出來ない、従つて植民者である資本家階級は先住蠻人に對して目新しき貨物を示して其の欲望を刺戟し、若くは宗教其他の教を利用して勞働せしめんとすることは何れの植民地に於ても盛に行はるゝことで敢て奇とするに足らないけれども、かゝる微温的手段によりてこれ等土人を大に勞働せしむることは容易ではない、彼等を大に勞働せしむるに少くとも或程度の強制を用ひなければならぬ、其の強制の性質にして人道に排撃すべき程度のものでな

ければ之を排撃する必要はあるまい。多くの植民地に行はれた強制労働の手段の主なるものを擧ぐれば次の如きものがある。

(一) 先貸金制度 労働に先ち貸銀其他の給與を前貸し、其の負債を完済するまでは労働に従事せしむるのである。このことは動もすると奴隷制度に近きもので決して稱す可きことではない。たとひ前貸金を許した所で貸銀が普通の程度のものである時は、前貸金を完済することはさまで多くの年月を要しないのであるが、雇主は動もすれば前貸を理由として普通以下の低賃銀を強制し、若くは過激なる労働若くは待遇を強制するので、労働者は労働に堪えないのであるが前貸金の爲に縛せられて如何ともすることは出来ない奴隷制度に近いといふ所以である。

(二) 夫役制度 一定の期間地方的労働を強制することをいふ。資本家に對してこの種の権利を許すことはあるも、多くは政府が一定の賃銀に對して一定の期間強制的に労働せしむるのである。之によりて其の地方の富源を開拓することを得るには相違ないが、其の労働期間が比較的長く其の賃銀は比較的少く

ある時は労働を強制せらるゝものにとりては氣の毒といはざるを得ない、奴隷解放の名あつて其の實がないといはざるを得ない、この種の夫役制度の中で植民史上最も有名なるは和蘭領ジャバの強制耕作制度である、即ち土人をして其の耕地及び時間の五分の一を政府の指定する特定作物の耕作に従事せしめ、指定の價格を以て買上ぐるのである。表面は之によりて合理的耕作を教ゆるものと稱すけれども、其實土人の労働を搾取するものといはざるを得ない。

(三) 土地の國有 植民地の土地を凡て國有とし、土人は一定量の産物を政府に納入すべき義務を課せらるゝのである。人民は土地を耕すより外に収入を得べき途はないのであるから、其の土地を國有にせられた以上は政府の土地を耕すより外に途はない、政府の土地を利用する以上は之に對して一定量の産物を政府に納入すべき義務を生ずるのである。白耳義領コンゴに於て土地國有制の實施の如き其例である。白人の土人を酷使することと言語に絶すといはざるを得ない。

(四) 重税の賦課 植民地に於て住民をして労働に従事せしむる方法として

一定の年齢に達したる住民に對し人頭税を課し、若くは家屋税を賦課することがある。住民は之等の租税を納むるが爲には相當勞働に従事せざるを得ない。政府は之等の住民に對し相當保護を加ふる以上は住民は之に對して相當の租税を納めなければならぬ。而かも之によりて住民をして勤勉力行の慣習を養はしむることを得べしといふ。勿論其の課する人頭税も家屋税も甚だ低きものであるには相違ないが、住民は必しも同一の勞働能力を有するものではない。之に同一の負擔をなさしむるは今日の財政學の理論よりして適當といふことは出來ないし、若し其の税額にして甚だ低き時は之によりて人民をして勤勉力行の慣習を養ひ得せしむることは出來るものではない。

植民地に於ける資源を開拓せしむるが爲に住民をして大に勞働せしむるは宜し。然し先住者等蠻人に對して強制的に勞働せしむるに非ざる限りは其の目的を達すること能はずとなし本國より來往したるものと其他を區別し前者に對しては勞働を強制せざるに拘らず先住者に對しては種々の方法口實により勞働を強制せしむることは珍らしくなく。是れ畢竟白哲人種が其他の人種に

對して之を酷使して利益を得んとするのであつて言語に絶することといはざるを得ず。其の結果は白哲人は獨り逸樂に耽りつゝあるに拘らず其他の人種は役役として勞働に従事せざるを得ざることとなりて何時とはなしにこれ等勞働に従事するものは白哲人に對し怨を懷き遂には人種的對立の思想を醸成するのである。若し資源を開拓するが爲に勞働を必要とするならば人種等の差別を設けず勞働せしむべきものであり其の報酬待遇等を異にすべきものではない。既に資本家勞働者の區別を生じ富の分配の不公平を生じたのに更に人種等により新なる不公平を生じたことは決して慶ぶべきことではない。

植民地の資源を開拓するに住民の勞働を奨励することは獨り其の資源の利用よりするも必要なるのみならず住民に對して相當收入を得せしむる爲にも必要であつて住民は之により安住の地を得ることになる。然し開拓すべき資源甚だ多く住民にして力を盡して之が開拓に従事するも尙ほ及ばざる場合には遂には本國若くは外國より勞働する者を招致しなければならぬ。然らざればたとひ植民地の住民の勞働力を補ふが爲に機械力等の利用を行つても到底其

の目的を達することを得ることは出来ない。従つて本國若くは外國より移住者を招致しなければならぬ。

植民地の労働力を擴充する爲に他より労働者を招致するといつた所で勿論本國より之を招致するのが外國より招致するに比し遙に優つてゐる。外國より移住者を招致すれば労働力の不足を補つて植民地の資源を開拓するに効果のあるは勿論であるがこれ等の資源は外國の移民の利益する所となり植民地なり其の本國が爲に利益する所は少からざるを得ない其の移民にして一時其地に止るに非ずして永く住居するに至れば自然移民の本國の勢力が植民地に伸ぶるに至るであらうから植民國よりいへば由々しき大事ならざるを得ない、故に出来るなれば外國の移民によりて労働力の擴充を期するよりは本國の労働者を來往せしめて植民地の資源を開拓せしむるのが遙に有利であるは勿論である、植民地を必要とする以上は其の本國は人口の過剰に苦しみつゝあるのが普通である、其の過剰の人口の一部をして植民地の資源の開拓に當らしむれば一面には本國をして過剰人口の苦痛を緩和することを得ると同時に植民地

の富源の開拓と之によりて労働者の収入の増加を庶幾することを得るから植民國よりいへば大なる利益であると稱することを得る。本國より來住する者にして永く其地に止ることなく數年間富源の開拓に従事するのみにても其の植民地なり本國なりに利益であるには相違ないがこれ等の労働者をして一時植民地に在留せしむるに非ずして其地に永住せしむることを得れば植民地若くは其の本國より觀て遙に利益であるはいふまでもない故に植民國政府は成るべく其の本國民の一部をして植民地に植民せしめて永く其の富源の開拓に當らしむるが爲に種々なる方策を講ずるを常とする。其の方策として

(一) 植民地に於て相當面積の土地の分與 植民者をして植民地に永住せしむるには相當面積の土地を無償若くは低價により分與することが必要である然らざればたとひ植民地に永く止らんとすることはない。植民地に於て永住せしむるには其の土地を耕作することによりて相當の収入を得る望がなければならぬ植民地の土地の分配については次章に於て略述するからこゝに省いて置く。植民地に於て土地を耕作することによりて相當収入を得んとする

には土地の面積も植民者の家族の労働力を十分に利用することを得る程度のものでなければならぬが、植民地の富源を開拓するからといって必しも土地を耕作するとは限らない或は鑛山の發掘に従事し、若くは工業に従事するものであれば農業に従事するものとは異り其の居住地としてさまで廣き面積の土地を必要としない其の職場よりさまで遠からざる所に住居地として相當面積の土地があれば生活するに困難を見ないであらう。かゝる面積の土地は政府は無償にて之を分與するも妨げないであらう。

(二) 移住に必要な費用の給與若くは補助 植民地に移住せんと欲するも移住を決行するには相當の費用がなければならぬこの費用の用意がなければたとひ移住せんと決心した所で之を實行すること出來難い故に政府としては之を實行せしむるが爲に旅費を初め移住をなすまでの必要な費用の全部若くは其の一部を支給して其の實行を容易ならしめなければならぬ其の費用も若干年の後に至りては移住者をして徐々に償還せしめても宜しいのである。移住者も其地に安居して労働に従事し相當の収入を得るに至れば前に政府

の給與したる費用を徐々に償還することも不可能ではない。勿論其の故園を棄て、新しき土地に新生活を開かんとするには夥多の障害と困難とがあるのは當然であつて之に打ち勝つ丈の覺悟あるは勿論である。政府も移住者に對して相當の便宜を與ふるには相違ないが移住者も獨り政府の恩惠のみに倚らんとするは決して成功をなす所以ではない。

植民地の富源にしてよく本國より之が開拓者を吸引することを得れば問題はないが本國よりの植民者にして十分でない時は外國より移民を吸引する途を講じなければならぬ然らざれば豊富なる資源も到底之を開拓することは出來ない外國より移民を招致するのは富源開拓の見地よりして植民國の利益であるに相違ないが移民を移出する國より見るも亦相當に利益であるといはざるを得ないこれ等の移民をして相當の収入を得せしめ其の志を伸べしむることを得るからである移出國は昔時は移民の海外移出を喜ばなかつたのであるが今日は原則として之を保護し移出することを容易ならしむるに至つたのである。國によりては移民の永久的移住を喜ばないで植民地に於て労働の需

要がある時期を限り移住せしめ労働に對する報酬を得せしむるものがある海外への出稼である。植民地に於て需要するのは労働であり労働によつて産業の經營の行はることである。出稼をなす者も永久的に其の植民地に止りて生活せんとするのではなく移出國にありて職業のなきに苦しむよりは植民地に出でて労働に對する報酬を得んとするのであるから労働を需要する植民地も之を喜ぶであらうし移出國も亦之を喜ぶであらう故に歐洲諸國でこの種の移民の移動が盛に行はれてゐる。

原住民の保護

植民地に於ける對人政策の第二は原住民の保護問題の解決である。多くの植民地に於て植民地創設の當初に於ては原住民に對して種々の壓迫を加へ之を絶滅せんことを期したのであつた。甚しきは武力を以て之を殺戮した。植民史の教ゆる所によれば西班牙人が米國に於て植民地を開くや饗宴に名を藉りて先住者を會合せしめ之を包圍して殺戮したことがあつたといふ。かくの如きは極端なる事例であるが、さなきだに先住者の自然的滅亡を誘致すべき手段を奨励したのである。酒類の飲用病毒の傳播の如きは即ち是れである。先住者は智

力が足りないから其の弊害を知らず、之を知るも防遏する途を知らず爲に時を経るに従ひ死亡するもの多く爲に遂に絶滅するに至るのである。或はこれ等の者を原住地より追放し若くは其の土地を奪ひ以て其地に生活すること能はざらしむるに至れること稀ではない、かくの如く原住民に對し壓迫の手を伸ぶるものは畢竟先住者の智力等が大に劣れるが爲に之を教化すること困難であつて之と社會生活を營むことが容易でないからである。故に之を絶滅し本國人若くは本國人と文化の程度を同じうするもののみを以て社會を構成することが寧ろ容易であるとなすが故であらう、かくの如くは結局白哲人でなければ人ではない之を如何に迫害しても差支ないといふ思想が其の根柢をなすが故であらう。然しかゝる思想は根本的に誤れるは勿論苟くも共存共榮の趣旨により植民政策を行はんとする以上は先住者は勿論文化の程度の低き人民と雖も之を一視同仁の眼を以て遇し之をして其の生活を樂しましめしむるを要する。而かも之等のものを教化誘導し其の民度を高くしなければならぬ其のこと決して容易のことではないが導くに其道を以てすれば其の目的を達すること

は出来ないことはなからう。

原住民は植民者に對し敵愾心を抱き動もすれば植民者に對して危害を加へようとする、かくては植民地に到りて事業を營まんとするものなきに至るであらう、是れ畢竟原住民の植民者に對する敵愾心から來ることであるが原住民がかゝる心を抱くに至るのは植民者が原住民の無智なるに乗じ之を不利に陥らしむるからであらう、故に原住民をして眞にかゝる心を抱くことなからしめ其の生活を樂しましめんとするには原住民をして植民者の迫害を被らしむることなからしむるやう相當の保護をしなければならぬ。所謂保留地制の實施の如きは其の一である、保留地とは一定の土地面積を原住民の居住區域となしこの區域内に於ては植民者の土地所有を禁ずると共に區域外の土地は植民國の國有となすのである。保留地を設けた趣旨は原住民をして其の居住する土地を植民者より奪はるゝことなからしむる爲である、其の保留地の周圍に國有地を設けたのは原住民が産業等の爲に必要を生ずる場合には之を分與する爲である。其の國有地が原住民に分與せられなくとも原住民をして居住地を失

ふことなからしむることを得るから原住民保護の一助となすことを得る。植民者の迫害は多くは原住民の所有地を極めて不利なる條件で買收することである、原住民の生活の本據は土地であるのに之を喪失するは生活の本據を失ふことになるのである、故に所有者である原住民を保護するが爲に原住民と植民者間の土地の賣買に關しては政府は特に取締をなし原住民が果して土地を賣る必要があるか、土地を讓渡す必要がありとするも其の讓渡の條件は如何等につき詳細に取調をなし以て植民者の甘言に惑ひて土地を讓渡すに至らざるやう取締をなすのである、政府にしてこの種の取締をなす時は原住民は其の生活の本據ともいふべき土地を喪失することはあるまい。

原住民を保護するには適當に規則正しく勞働せしむることである、原住民は原則として怠惰であるから勞働せず従つて相當の收入を得ることが出來ない、たとひ生活の程度が甚だ低いとはいへ生活すること能はない、自然植民者に反感を抱くやうになるのである、故にこれ等のものに勞働の機會を與へ之をして相當の收入を得せしむることは植民者に對する反感を緩和せしむる上にも必

要のことである。古來植民國に於てなしたる所を見ると原住民等をして労働するを許さないのではなく反對に其の欲すると否とを問はず相當過激なる労働をなさしめ若し之に應ぜざる時は之を虐待して顧みなかつたのである。而かも過激なる労働に對する報酬は極めて僅少であつて辛うじて生活するに過ぎなかつた之が爲に健康を害して死亡するものあり少くとも出産率は著しく減退したが爲に其の労働力は大に減退し富源の開拓にも障害を及ぼすに至つたのである。されば其の労働力を補充するが爲に僧正ラカッサの如きは亞弗利加より黒奴を輸入する事を提議したのである。ラカッサの意見では若し亞弗利加より黒奴を輸入する時は米國に於ける土著民の過激なる労働を緩和する效はあるであらうと、然るに事實は豫想に反して米國の植民地に於て土著民と輸入黒奴との間に激烈なる競争を生じ奴隷制度は益々慘憺なる情勢を呈出するに至つた。即ち一方亞弗利加に於て奴隷賣買は益々盛んとなり種々なる悪計を用ひて奴隷を誘拐賣買するものを生ずるに至りたると同時に米國に於ても土著民は之に對抗上苛薄なる條件で労働せざるを得ざるに至つた。而かも歐洲諸國

はかくの如き残忍なる方法により金銀其他の富を獲得したかといふに其實植民地の富源を枯渇して本國竝に植民地に大害を及ぼしたのである。即ち黒奴輸入は植民史上大なる汚點を印したのであつた。十九世紀の初め蘭領印度にてなしたる強制耕作は土地利用よりいへば多少の效果はあつたが政府がこの政策を執りたる目的は獨り土地利用のみではなく之により土著人民を教育して規則正しき労働に就かしめんとするのであるが之も誠意を以て土著人民に接したならば相當の效果があつたであらうが濫りに壓迫を加へて労働をなさしめ以て收穫を多からしめんとしたものであるから其の目的を達することを得なかつたのである。

英國も亞米利加に植民地を開きたる初めに當りては他植民國に優るとも劣らざる壓制を行つたのであつたが一方には學者は口を極めてかゝる政策に反對したのと一方では清教徒の植民地に赴きたるものは土著人民に對してかゝる態度を採るのは人道上許す可らずとなし之を好遇するに至つたから土著人民の植民者に對する反感は稍緩和することを得たのである。然し土著人民に對

する壓制は全く其の跡を絶つたのではないから土著人民の反感も亦消滅するに至つたのではなかつた蓋し植民者は土著人民に對して全く異なる種類とし之を虐待するも差支なしと考へ、土著人民も植民者に對して先天的に敵愾心を抱くが故にかゝる結果を見るに相違ない。英國國民は常に自由平等を以て政治の大本となすに拘らず其の植民地の土著人民に對しては動もすれば峻嚴苛酷となるのである。現にセシル・ローズは曾て阿弗利加をして英國の如く自由の天地となすを以て天職となすと揚言したに拘らず喜望峰植民地の總督となるや土著人民に對して極めて峻嚴苛酷であつた。曰く彼等に自由を與ふるを要せず幸福を與ふれば足ると假りに其のことは正しきものとしても所謂幸福は少くとも或程度までは主觀的のものであるからたとひ物質的に幸福を與へた所で心に喜ばざる限りは幸福を授けられたとは思はないであらう幸福を授けられたりと思はざる限りは其の恩を感じずして寧ろ恨を感じるのであらう故にかくの如きは決して植民政策として當を得たものではない。

獨逸が十九世紀の後半植民地を設くるや理想的に植民政策を行はんとし土

著人民に對しては全く無干渉の態度を採り土著人民をして其のなすが儘に任せ其の盛衰の如きは之を顧みなかつた唯植民者を保護し之をして成るべく速に開拓の實を擧げしめようとしたのである。この政策は獨逸が諸保護國と締結した條約を見れば之を知ることが出来る。保護國は他國と條約を締結したり又は廢棄せざる義務を負擔する代りに獨逸は土地竝に種族の保護は全く首長に一任するのみならず租税も其の地方の習慣に基きて之を納むることを許し、獨逸人竝に歐羅巴人間の訴訟は獨逸の裁判所に於て受理するが土著人民相互の訴訟は凡て首長に一任し獨逸人と土著人の訴訟は特に協議の上之處斷すべきことを明にしてゐるのである。この土著人民に對する政策即ち放任策は一見甚だ宜しいやうであるがこれ又極端なる政策であつて決して正しとは稱することは出来ない。何者、土著人民は生活の程度が甚だ低いから努めて富源を開拓しようとはしない。植民者の需めに應じて勞働しようとするものも少い其の結果到底植民の目的を達することは出来ない。地方によりては土著人民の中賃銀の高きに惑ひて植民者の需に應じて勞働するものもあるが、其の得た

る所は不生産的に消費して之を以て其の生活の程度を高め幸福を増進せんとしない。植民者も土著人民に對して愛撫の態度を採らず其の無智なるに乘じて動もすれば其の利益を侵食し其の反感を招くもの少くはない故に植民國にして眞に土著人民の利益を擁護し之をして勤勉ならしめ以て植民の實を擧げしめんと欲せば決して無干渉政策を採るべきでは或程度まで強制的に之を鞭撻指導しなければならぬ。公平なる植民學者はこの問題に對し次の如き原則を樹て之を以て政策の基礎たらしむべきことを要望してゐる。

(一) 土著人民と植民者との間に待遇上等差を設けてはならない。土著人民の最も忌む所は植民者と異なる種族として待遇せらるゝことである。縱令文明國の統治の下に屬したが爲に生活は改善せられ物質的には幸福となつた所で劣等人種として待遇せらるゝ時は之に對して不遜を抱くは明である。土著人民の文化の程度が極めて低くあるも尙ほ且つ然り況んや其の文化の程度が稍高きに於ては益々然らざるを得ない。但しこの點については植民學者の中には多少の議論があるが多くの植民學者は原則として土著人民の位置の向上自由の

擴張、道徳、經濟の進歩を力説するも土著人民と植民者とは必しも同一たらしむる必要はないと論ずるものがある。ルロア・ポリエーの如きは即ち其例である。然し政府にして土著人民の位置の向上自由の擴張を必要とし之を獎勵したならば遂には植民者と待遇を同じうしななければならぬに相違ない。若し其の待遇を同じうしなかつたならば土著人民は之に對して不遜を抱くに相違ない故に植民政策としては土著人民と植民者との間に差別待遇を根柢より撤去しなければならぬ。

(二) 土著人民をして成るべく労働の機會を多くし其の所得を多からしむるやうにしななければならぬ。植民地に於ては土著人民は資本によりて生産せんとするものではなく植民者の爲に労働することによりて報酬を得て之を以て生活せんとするものである。故に土著人民に對しては成るべく労働の機會を多くし以て生を樂ましめなければならぬ。労働の機會を多くし其の收入を多からしむるには政府は交通機關の普及と産業の發展には相當獎勵策を講じなければならぬ。たとひ其地にして自然の富源にして豊富にしる交通機關が普

及しなれば之を開発することは出来ない、而かも之が普及には多大の資本を必要とするものであるから政府は進んで之を普及することが肝要である、産業も甚だ幼稚であるに相違ないから之を放置する時は先進國等との競争の爲に壓せられて其の伸長を望むことを得ない故に政府としては相當程度に於て保護しなればならない、かくすることによりて産業等が発達するに至れば土著人民は自然労働の機會を得て其の收入を増加することを得るであらう。土著人民の生活の程度も向上し植民者と親和するに至るであらう。

(三) 土著人民の利益は相當保護しなればならない。特に高利貸等に對しては嚴格なる取締をしなければならぬ、土著人民の中には若干の土地等を所有し小規模に農業等を經營するものがある。これ等のものは種々の原因よりして資金の必要を感じ高利貸等によりて融通を求むることがある、高利貸は其の爪牙を逞くして其の財産を奪ひ之をして塗炭の苦みに陥らしむるに至ると稀ではない、故に之等のものをして其の生を樂ましめんとするには高利貸等を嚴重に取締りて植民者の蠶食を防止しなればならない。

(四) 土著人民の習慣法念は公の秩序を破壊せざる限りは成るべく之を尊重しなればならない。土著人民の習慣法念等は文明國民とは大に異り文明國民より見れば不合理なるもの少くはない、然れども之を不合理なりとなして直ちに之を廢棄することは決して策の得たものではない、土著人民は其の眞意を解せず壓制をなすものと思ふであらう、故に成るべく之に觸れざるを可とす、要は之等のものと共同生活を圓滑ならしむれば可なり。

(五) 土著人民の健康を保持するが爲に衛生上の設備をなすは勿論之が爲に相當の取締をなさなければならぬ。土著人民の衛生状態は概して善しからず、之を放任する時は土著人民の健康益々悪化し其の結果死亡率を増加し労働力を減少するであらう、其の弊害は獨り土著人民にのみ止らない、植民地全部にも及ぶであらう、かくては其の産業の開発を望むことを得ざるは勿論其の安寧秩序を維持することは困難とならざるを得ない、故に政府は植民地の發展を望む以上は衛生上の設備に力を用ひ以て國民の健康を保持するに力を用ひなければならぬ、其の健康にして之を保持することを得れば土著人民も之を喜び

其の統治下にあるを満足するであらう。

第四章 植民地の貨幣並に金融政策

二〇 植民地の貨幣制度

何れの國に於ても其の産業を發達せしむるには健全なる貨幣制度の存在を必要とする。特に植民地の如き商業取引は獨り其の國內に止らずして本國との取引となり更に諸外國との取引に及ぶのであるから之等の取引を圓滑に行はしめんとするには貨幣制度が健全でなければならぬ。然るに植民地は文化の程度が未だ甚だ低きが故に貨幣は未だ統一するに至らず、通貨は雜然として地方の需要に應ずるに過ぎず従つて稍廣き市場に於ては夥多種類の貨幣が雜然として流通し場合によりては其間に相場を生ずること稀ではない、従つてかかる市場に於て商業取引を行ふものは非常の困難を感ぜざるを得ない、故に植民國が植民地を統治するに至るや貨幣制度を整理して統一的貨幣制度を設くることを努めなければならぬ。このこと理に於て何等の疑を容れない所であるが之を實現すること容易ではない、其の土著の首長にして貨幣鑄造權を掌

健全なる
貨幣制度
の必要

握する時は之を鑄造し流通するは相當の利益を生ずることになるからこれ等の貨幣を流用せしめず、他の統一的貨幣のみを流通せしめんとするは土著の首長の利益を奪ふに均しいことであるから其のことは植民地全體にとりて利益であるには相違ないがこれ等土著首長の利益に背反するから容易に實現せしめない。而のみならず假りに統一的貨幣制度を實現することを得るとするも其の貨幣は其國の文化の程度に應じたものでなければならぬ、然らざれば商業取引を初め日常生活にも不便ならざるを得ない、例へば文明諸國では概ね金貨幣本位制度を有するものが多いが之を植民地に移植して流通することは出来ぬ、植民地は金本位制を行ふ程經濟が發達しない強ひて之を行はしめんとする時は植民地にて本位貨幣の流通を見ること能はず大なる不便を感ぜざるを得ないし種々なる方法にて貨幣のない不便を補はざるを得ないことになる。而のみならず國內の需要に應ぜしむる外に本國若くは外國の如き文化の程度高くして貨幣としては金本位を必要とする國に對しては低位の貨幣を以てしては不便であるのみならず、さればとて金本位貨幣を用ひては其國の需要に應

ずること能はずこれ又不便を感ぜざるを得ない故に植民地に於て適當なる貨幣制度を設けることは決して容易ではない、換言すれば植民地に於て適當なる貨幣制度を設けんとするには

- (一) 統一的貨幣制度を樹立すると共に
- (二) 本國又は外國との商業取引に不便なからしむる爲に適當の措置をなすこと

を要するのである。統一的貨幣制度を設けることは實行上多少の困難はあるにもせよ、植民地の文化の程度にして或程度に達する時は人民にとりて統一的貨幣の必要を感ずるものなるが故に土著の首長等よりの反對があるにもせよ斷行しなければならぬ。然し其の貨幣は其國の文化の程度に適應するものであるから植民國の貨幣制度とは異らざるを得ない従つて植民國と植民地との間の商業取引が盛になるに従ひ其の媒介としての貨幣としては困難を感じない理はない故に之を調和するが爲に種々の工夫が試みらるゝのである、例へば英領印度に於ける爲替本位制度の採用の如きは即ち夫れである、爲替本位制

度とは印度の文化の程度は未だ低いから金本位制を用ふることは出来ない已むを得ず銀本位制を採用し以て印度内に於ける取引には銀貨幣を用ふるのであるが印度と英本國若くは諸外國との商業取引には金本位貨幣を用ふるのである、而して金本位貨幣の必要ある時は印度國內にて流通する銀貨幣を一定の法律上の割合により金本位貨幣に引換へ以て取引に便ならしむるのである、金の比價にして動くことなければ爲替本位制を採用するも何等の不便を感じることはないが金銀の比價は必しも一定不動のものではない、十九世紀後半の事實に照すに銀價は次第に下落したるを以て爲替本位國にては本國なり外國なり金貨幣を以て支拂をなさざるものは不利益を被らざるを得ない、所要の金貨幣を得るには前より多量の銀貨を出さなければならぬからである。このことは獨り民間の取引者の爲に不利益を生じたのみならず政府も亦困難を被らざるを得なかつた金貨幣を以て支拂をなさざるを得なかつたからである、故に銀價の下落を防止し以て爲替本位制を維持することが必要となつたのである、即ち印度政府は銀の自由鑄造を禁ずると共に一ルピー一六片の割合を以て

造幣局に於て收受することとした。銀價にして下落するに拘らず自由鑄造を許す時は銀塊を出して造幣を請求するものが多いが之が自由鑄造を禁ずる時は銀塊相場は下落しても銀貨幣の相場は下落せざることとなり又當時一ルピー一四・九片の銀を一ルピー一六片の割合を以て造幣局で收受する時は自然或程度まで銀價を釣上ぐることを得るから銀價の下落を防止し貨幣制度を安定せしむることを得る、然しかくの如き人爲的方法を以て銀價を釣上ぐることは印度人民に對して重税を課すのと同じであるから決して稱すべきことではないが他に財政上の苦難を避けしむる手段がなかつたから已むを得ずこの方法を用ひたのであつた。一八九八年にフアラール委員會は一磅十五ルピーの割合を以て英國金貨を印度の法貨となし且つ印度政府は國內の使用に對してはルピーに對し金貨幣と引換ゆるの義務を負はないが外國に對する支拂には金準備を自由に利用せしめ一八九九年より英國金貨をルピーと並んで印度法貨としたのであるが、このことは金貨幣を印度に流通せしめんとするものであつて不便であるから其の目的を達することを得なかつた。文化の程度の低い植

民地では銀貨幣を以て通貨としなければならぬが植民國にして金本位貨幣を通用する場合には印度に於ける如く爲替本位制を採用しなければならぬ金銀比價が一定して動搖することなければ問題は無いが其のことは到底望む可らざることであるから政府は相當財政上の損失を覺悟するに非ざれば爲替本位制を実施することは困難であるといはなければならぬ、若し爲替本位制を実施することが困難でありとすれば植民地の經濟事情に適應する銀本位制を採用するか、反對に植民國の經濟事情に適應する金本位制を採用するか二者其一を選ばなければ其の何れを選ぶにしろ得失相半するもので植民地を本位として銀貨幣を流通せしむる時には其の植民地内の取引には都合宜しかるべきも本國並に外國との商業取引には都合宜しくはない假りに銀價にして下落の勢を持続する時は植民地よりいへば本國又は外國にて金貨幣を代價として受取れば之を銀貨幣に換ゆる時は豫測以上の銀貨幣を受領することを得て利益であるから自然輸出を増進することを得るであらうが反對に本國若くは外國より輸入する時は比較的多くの銀貨を以て支拂をなさざる可らざるが故に

不利益ならざるを得ない、故に自然輸入を減ずる結果を見るであらう、又其の輸入貨物にして植民地にとりては必要のものであつて其の輸入を減少すること能はざるものであれば多額の銀貨を以て支拂をなさざる可らざるが故に財政上不利益を見ざるを得ない銀價にして騰貴する場合には之と全く反對の結果を生ぜざるを得ない、金銀の比價にして動搖常なき時は本國なり外國との商業取引は自ら投機的となりて採算上困難を見なければならぬから自然貿易額は減少せざるを得ない、植民地にして本國若くは外國へ貿易する必要が少く従つて植民地内部に於ける商業取引によりて産業を發展するを得れば問題は無いが多くの植民地に於ては本國若くは外國と商業取引をなす必要大なる場合には銀本位制を採用することは經濟上不便甚しからざるを得ない。さればとて金本位制を採用する時は本國若くは金本位國と商業取引をなすには便利であらうし、従つて之に伴ふ經濟上の影響は植民地にとりて有利であらうが、植民地内の商業取引には通貨不適當で不便甚しく従つて通貨が歴として存するに拘らず其の以外のものを以て通貨として之を用ひなければならぬ結果を生

ずるので不便決して少くはない、故に何れの貨幣を選択するにしても得失相伴ふのではあるが、多くの國の行ふ所を見ると植民地の不便を犠牲にしても本國との商業取引に便利ならしむるが爲に本國の通貨を植民地に流通せしめ、植民地に於ける不便は種々なる方法によりて之を緩和せしむるものが多いやうである、勿論本國の通貨を植民地に流通せしむるの上は陳ぶる如く植民地にとりては不便であるには相違ないが、本國なり文化の進みたる國との商業取引には便利であり従つて其の影響を受けて植民地の産業を刺戟し其の發達を促進せしむることを得るであらう、植民地の文化として何時までも低位を守るものではなく、やがては其の向上を見るであらうから前には不便であつた通貨は何時とはなしに不便ならざるやうになるかも知れない、故に一時の不便は之を犠牲にして本國の通貨を植民地に用ふるのである、植民地にして本國の通貨を其の通貨として用ふる時は自然本國との親密の度を増加し其の效果は獨り經濟上のみには止らない。故に多くの國にては植民地に於ける不便は犠牲にして本國の貨幣を通貨として用ふるのである。

貨幣缺乏の補充

二一 植民地銀行

植民地に於ける貨幣の缺乏は如何にして之を補足すべきか適當の方法がなかつた時には日常の生活にも大なる不便を感じざるを得ない日常の小取引の爲に郵便切手の如きを以て貨幣の缺乏を補つたことあるはよく聞く所である、この種の貨物を以て之を補ふことを得れば問題はないが事實かくの如き貨物では之を補ふことを得ない故に之を補ふには信用を以てするより外に途はない、即ち銀行をして銀行券を發行せしめ之を以て通貨の缺乏を補足するのである。このことは比較的良結果を收めることを得るから多くの植民地に於て行ふのである。植民地に適當の銀行が起り其の發行する銀行券を以て通貨の缺乏を補ひ以て商業取引に便ならしめたときには自ら産業の發達を促進することを得て其の利益は決して少くはないのである、産業を經營するものは先づ其の資料を仕入れなければならぬ、又其の産業をなすが爲に相當の設備をなさざるを得ない、これ等の準備をなすには相當の資金を必要とするに相違ない、これ等の資金にして初めより其の手許に用意あれば問題はないが、其の用意が

なければ銀行よりして之を融通せしめなければならぬ、銀行も亦其の計畫にして有利なりとすれば之に資金を融通することを猶豫することはあるまい、其の銀行にして銀行券を発行することを得るものなる時は進んで之に資金を融通するであらう、かくすることによりて適當に資金の供給を得て其の産業を發達せしむることを得るであらう、金融機關が産業の死活を制することは文明國に於ても異りはないが、特に植民地の如き富源は豊富であるに拘らず資金が缺乏するが爲に之を開發することが困難である場合に資金の必要を感ずること切ならざるを得ない、故に植民地の産業を興し拓殖の實を擧げしむるには植民地銀行の活躍に俟たざるを得ない。

植民地の金融状態を見るに植民地産業に従事するものは其の對手に對して比較的長き信用を授けなければならぬ、文明國では産業に従事するものは其の對手に普通三月後に支拂はるゝ手形に對し商品を引渡すのであるから、いはば三月の信用を授くものといへる、然るに植民地では爲替手形は六月後に支拂はるゝものでなければならぬ、換言すれば六月の信用にて取引をしなければな

らない、して見れば銀行も亦其の得意に對して比較的長き信用を授けなければならぬ、既に比較的長い信用を授けなければならぬとすると、銀行も之に應じて比較的長期の信用を受けなければならぬ、銀行が政府よりの援助を受くことが出来れば知らず、然らざれば社債の發行によりて比較的長期の信用を受けなければならぬ。植民地銀行はこの點に於て普通の銀行とは異らざるを得ない、而のみならず銀行が産業の經營者に資金を融通するに當り擔保として受くるものは多く其地に生産する收穫物でなければならぬ、其の收穫物は概ね世界商品であり相當の價格にて取引せらるゝものであるから之を擔保として資金を融通することは別に甚しい危険を冒すものとはいへない、然し其の擔保とするものは既に收穫を畢えたものではなく若干月の後でなければ收穫を畢えざるものである、其の收穫を畢るまでに果して天候等が良好であるや否やは勿論豫測することは出来ない、従つて擔保として良好のものであるかは豫測することは出来ないから其の意味に於て危険を冒すものといはざるを得ない、其の危険を冒すに非ざれば資金の融通をなすことは出来ない、従つて産

業經營を助くることは出来ない。植民地銀行が其の職責を盡すには文明國に於ける銀行とは異りこれ等の危険を冒す覺悟をしなければならぬ。従つて其の組織等もこれ等の目的に副ふやう仕組まなければならぬ。勿論植民地に於て産業經營に當るものは必しも植民地銀行と取引をしなければならぬといふのではない。本國と植民地との商取引も相當巨額に上るのであるから其の取引を圓滿に行はれしむる爲に本國の銀行が支店等を設けて其の義務に當らしむるものが少くはないから、其の銀行をして資金の融通をなさしめて差支ない筈である。上に陳ぶる如く植民地の産業經營には自然危険が伴ふのであるからこれ等の銀行が植民地の特殊の産業經營に資金を融通するとは限らない。然し其の産業經營に當るものも相當信用の鞏固なるものもあるから之に對し或程度までの資金を融通したからとて甚だ危険であるとはいへないから常に之に融資することを拒絶すとはいへない。従つてこれ等の銀行と取引することを得るならば必しも植民地銀行を煩はす必要なきを得る理である。然し植民地で活動をなさんとする者は植民地で生産せられた生産物を仕入れたり又は他國

に賣捌くことによりて利益を得るを以て満足するものではなく進んで植民地の富源を開拓して生産をなすに至るであらうから普通の銀行の行ふ短期の融資で其の目的を達することは出来ない勢ひ長期の融資を必要とするに至るであらう。其れには特殊の金融機關の存在を必要とするに至るであらう。植民地銀行の必要が生ずる所以である。植民地銀行の資金は上に陳べた如くに社債の募集によりて得たる資金を主とするのであるが、其れよりも更に有力なる資金調達の方法は兌換券の發行によりて生じたる資金である。この方法による資金の調達は其の兌換券額が需要に超過しない限りは比較的容易になし得ることであつて其の融資によりて富源を開発するものは潤澤なる資金を得ることが出来るから産業を發達せしむることが出来る。従つて多くの利益を收めることが出来るであらう。この意味に於て植民地銀行と植民地産業の發達とは離る可らざる關係にあるものといふことが出来る。但し植民地銀行の融資は植民地産業の開發を主眼とするにもせよ、植民地に於て活躍せる本國の資本家の活躍を援けるものに相違なく植民地の小企業家に融資して其の活躍を援けるもの

ではない、よし之を援けることあるにしろ其の程度は極めて制限せらるゝのである、何者この種の融資は性質上多くの危険を伴ふものであるから之に多くの資金を融通することはあるまい。従つてこれ等の者は植民地銀行から恩澤を受くることは少い。このことは文明國に於ても同じであるが文明國では資本の多い者に融資するにしても經濟法則に背いてまでも融資することがないから資本多い者が資本少い者に比し有利であるとはいへ其の有利の程度は植民地に於ける如く甚しくはない。この點に於て植民地にて産業を經營せんとするものは植民地銀行より援助を請はざるを得ない。植民地銀行は植民地に於ける産業を發達せしむるが爲に或程度まで危険を負担しなければならぬが其の目的の爲に設けられたものであるから其の危険を冒して銀行の經營をしなければならぬし政府も植民地の産業の爲に相當に之を援助しなければならぬ、従つて其の經營を甚しく危険ならしむるものではない、但し植民地の銀行が發達するに従ひ其の活動の範圍を植民地其れ自身に局限せずして比隣の國にまで及ぼすに至ると動もすると甚しい危険を冒さざるを得ないことにな

る、何が故に植民地銀行が其の活動の範圍を擴大して比隣の國にまで及ぼすに至るかといふに植民地に於ける商業取引は獨り本國との取引のみに限らずして比隣の國にも及ぶであらうし、又比隣の國が土地が肥沃であり又は富源が豊であり之に資本を放下すれば多くの利潤を取得せらるゝことが豫測せらるゝ時は植民地銀行は其の活動の範圍をこの地にまで擴大することなしとしない、其地にして豫測せらるゝ如く土地が肥沃であり又は自然の富源が豊であつて資本の放下せらるゝことを俟つものなれば植民地銀行が活動の手をこの地に伸ばした所でさまで危険を見るものではないが、比隣の國でも其の富源の開拓は自國民の手で之を行はしめんとするに相違ないから若し外國の企業家が其の活動の手を其地にまで及ぼす場合には其れ丈自國民の活動の範圍が縮少せらるゝことになる之を自由に放任することはあるまい従つて何等かの方法によりて之を抑制し以て自國民を擁護せんとするに至るであらう、其の抑制の程度がさまで大ならざる場合にはさしたる影響もあるまいが其國の産業經營者は之を以て満足せずより多くの保護を要請するに至るであらうから外國市場

に活動の手を伸ばしたる経営者は其れ丈迫害を被らざるを得まい、其の活動を援助するが爲に投資を行ひつゝある植民地銀行は其の援助する経営者の活動の範囲を縮小するに従つて危険の程度は増大せざるを得ない、故に植民地銀行も其の活動の地域を自國外にまで擴大するに伴ひ多くの危険を冒さざるを得ない理である、故に植民地銀行は性質として普通の銀行に比較して多くの危険を冒すものといはざるを得ない、この危険を冒すに非ざれば到底植民地の金融機關として十分の成績を擧ぐることを得ない是れ植民地を有する國に於て特殊の組織と経営方針を有する植民地銀行の設立を奨励する所以であり、其國の資本家にして植民地の産業等に多くの關心を寄するものが植民地銀行に對して多くの關心を寄する所以である、特に植民地の企業は上に陳ぶる如く危険の程度が大なるだけ其の利潤も亦大なる理であつて企業心に富む資本家は進んで之に關係せんとするのである。植民國も植民地の産業の發達に多大の關心を寄せ相當程度まで之を援助せんとするのである而して之が援助の方法としては第一には植民地銀行の創設に際しては其の株式の一部を引受け以て其の

創設を容易ならしむるのであり、其の配當も普通の株主が普通の企業に放資したる者と同様の配當を受くるまでは配當を受くることを躊躇するを常とする、其のことは株主をして容易に普通率の配當を受けしむることになるのであるから、進んで其の株主たらんとするに相違ない、植民地銀行の創設を容易ならしむる所以である。同じく植民地銀行の創立を容易ならしむるにしても初めより相當額の資本を出して其の株式を引受くるに非ずして株主に一定額の配當を保證することがある、株主にして同定額までの配當を受けざる場合には其の不足額を政府が援助するのである、これも同銀行に投資するものを援助することではあるが一時に巨額の援助をなすものに非ずして株主の配當額が一定の額に達せざる場合に初めて援助をするのであり、若し其の配當額にして一定額に達する場合には援助をせず、特に植民地の産業にして豫想の如く相當の發達をなし植民地銀行も相當の收入を得其の株主に對しても相當の配當をなすことを得るに至れば政府は之を援助する必要なきに至るであらうから政府の負擔は一時の資本を支出するに比して輕かるべきなり、然し一方植民地産業の發

達豫期の如く速なることを得ざる場合には政府は比較的長く援助しなければならぬ危険があり、特に銀行の経営に當るものが鋭意熱心に経営に當り株主に對し相當早く多くの配當をなすを得ば問題はないが、經營者にして政府の援助に心を安んじて鋭意熱心に其の經營に當らざる時は其の基礎を鞏固ならしむること能はざるのみならず政府の負擔は相當長期に互り而かも重からざるを得ないのである。故に政府としてはかゝる弊害を生ぜしめざるやう相當の對策を講じなければならぬ、之が爲には其の補給の期限を定め其の期限後は補給せざることを約束することがある、この方法は畢竟政府の援助すべき金額を一定の限度に止めしむる利益はあるが、之と同時に其の期限内に相當の成績を挙げしむることを得るやは不明であり従つて其の援助も効果なきに畢るやも知れない不利益がある、又補給すべき金額は初めの程は多くとも年を経るに従ひ其率を減少すべきことを約束することもある、これも支給額を減少せしめんことを目的とするものであるが其の効果は前の方法に同じであるといはなければならぬ、之を補給利子の制度といふ。援助の方法は異なるけれども之をし

て豫期の如き効果を挙げしむるには方法の如何より當業者の誠意にかゝるものといはざるを得ない。以上は植民地銀行をして其の創立を容易ならしむるが爲に政府の普通用ふる援助方法であるが、植民地銀行の投資は上に陳ぶる如く危険が多いから、若し之により損失を招いた場合には政府は其の損失を補償することを約することがある、銀行としては損失を招く危険がないから進んで投資をなすことが出来る理である、然しこの援助は動もすれば經營者をして放漫なる投資をなさしむる傾向を生ずることになり、銀行の經營よりいふも植民地の産業の開拓よりいふも決して稱すべきことではない、而のみならず政府にして銀行の投資に伴ふ危険を負担することゝなれば其の投資は常にかゝる危険の伴ふものではないから銀行の収益は豫想外に多からざるを得ない、これ等の利益は畢竟株主の囊裡を肥やすことになるから國民の負擔は輕くないといはなければならぬ。要するに植民地産業の開拓には豊富なる資金を必要とし、豊富なる資金の供給は植民地銀行の努力に俟たなければならぬ。

第五章 植民地と商業政策

二二 植民地の商業政策

植民地に對し本國が如何なる商業政策を行ふべきかの問題は其の國民の中
 植民地に於て商業を營まんとするものある時本國政府は之に對し如何なる政
 策を行ふべきかの問題と植民地と外國との商業關係につき本國政府は如何な
 る政策を行ふべきかの問題とを含むのである。前者は外國に關係なく全く國內
 的の問題であり、後者は外國に關係する問題である。

抑も國民が活動の地として植民地を選びたるは其の活動をなすに便利であ
 るとなしたによるは勿論であるが、一は外國に比較して便利なりや否やの比較
 と一は本國市場に比較して便利なりや否やの比較を含むのである。常識に照
 しても前者につきては肯定することを得るであらうし、後者につきては否定す
 ることを得るであらう。このことを少しく項を分ちて説明せんか。

(一) 外國に於て商業を營まんとする時は外國政府の取締を受けなければな

植民地の
商業政策の

活動に便
利なる土
地として
植民地と
して

らぬのは勿論であるが、外國政府は我國民を其國々民と同視せず差別待遇をせ
 ざるものとは限らない、學者の中には差別待遇をなす可らざることを主張する
 ものがあるが、事實は其の理想を實現するに至らない、我國民は外國政府より夥
 多の束縛を受けて好む所に従つて行動することは出来ない、我國民にして其國
 國民に比して優る場合には我國民をして自由に行動せしむる時は其國々民は
 我國民との競争に於て敗をとらざるを得ないから外國政府は其の國民を保護
 する立場よりして我國民に對し相當の取締、束縛を加ふべきは想像し得べき所
 である。其國の利益よりいへば當然のことであるが我國民の利益よりすれば
 相當の妨害とならざるを得ない、其の束縛の程度は勿論場合によりて異なるには
 相違ないが、何れにしる、我國よりいへば妨害たらざるを得ない、我國商人よりい
 へば不利益ならざるを得ない、従つて外國に出でて活動するよりも植民地に出
 でて活動せんとするは當然である、植民地は我國主權の行はるゝ所であるから、
 同業者との間に競争はあるにしる國民間の競争であつて政府から差別的待遇
 を受けることはない、其者にして經濟上優秀のものならば競争者を破りて其の

地歩を向上し得べきは勿論である。

(二) このことを別にしても外國市場に於て商業を營むには其國の商慣習は勿論其國の法律に通じなければならぬ、商取引に關する商慣習法律は性質として國により全く異なるものではないにしろ、兎に角或程度まで異なるものであるから之に通曉するに非ざれば心を安んじて商取引をなすことは出來ない、從つて其のことは決して容易であるとはいへない、國によりては外國の商業家の爲に商取引を媒介するものあり之に信賴する時は支障なきことを得るにもせよ、其れにしる自ら其國の商慣習法律に通曉して活動するが如き敏活には及ぶべくもない、反之、植民地は我國の延長であるから原則として我國の商慣習並に法律は行はれ本國に於て活動すると異なることはない、この點よりいふも外國市場に出でて活動するに比し遙に優れりといふことを得る。

(三) 外國市場は我國商業家には未知の地である、我が信用等は原則として普く知れざるが故に其地に於て得意關係を開くことは容易ではない、相當の困難を冒して得意關係を開いても若し少しく誤解がある時は折角の得意關係は解

消するに至るかも知れない、反之、植民地に於て我が信用等は相當普く知れるが故に得意關係を開くことを得るのみならず之を持続することも比較的容易である。

故に經濟の發達せる國の國民にして植民地に出でて商業を營むことは外國に出でて之をなすに比し遙に容易であるといひ得る。

然れども植民地に出でて商取引をなすことは本國市場に止りて商取引をなすに比較して遙に困難であるといはざるを得ない。

(一) 本國と植民地とは同一主權の下にありとはいへ、經濟事情は大に異なるを常とする、從つて植民地の經濟事情は本國にありて之を知ることが容易ではない、本國を以て植民地を推し、其地に於て商取引をなさんとする時は往々にして損失を招くことなしとしない、商取引をなさんとするものは勿論其地の事情に通曉しなければならぬことは勿論であるが、之をなすが爲には相當長き期間の經驗を必要とすることであつて、短日月の間に之をなすことは出來るものではない、植民地は本國の商業家を誘ひて植民地商業に従事せしむるが爲に特に

機關を設けて植民地に關する精確なる材料を集輯して參考とし若くは商業家に於て植民地に到り其の事情等を踏査せんとするものがある時は之に便宜を與ふるを常とするが其れにしても本國市場に止りて商業を營むとは難易同日の談ではない、植民地には競争者が少いから却つて容易なりとなすが如きは決して正しくはない、其の市場にして有望ならんか、本國よりも、將た外國よりも同一商業を營まんとするもの多く顯はれて其の競争は相當の程度に烈しかるべきは明である。

(二) 植民地市場に於て忠實熱心に從事する商業使用人を得ることは容易でない。植民地は氣候風土等本國と異なるから有爲の青年を得て活動せしむること難からざるを得ない、これが爲に(a)相當の俸給を與へてかゝる青年を迎ふると共に其の成績によりては昇級の途を開き之をして倦怠なく業務に努めしめ(b)其の健康を保全せしむるが爲に相當の方法を講じなければならぬ、即ち其の就業時間には相當制限を加へて其の餘暇を利用して適宜の戶外遊戯等によりて其の健康を保全することを得せしめなければならぬ、且つ三四年毎に必

ず休暇を與へて本國等に歸還せしめ以て休養せしめなければならぬ、かくするに非ざる限りは有爲なる青年を得て活動せしむることは出來ない。

(三) 植民地特に熱帶地方に於て商業を營むには比較的生活程度の低い土著人民と競争しなければならぬ、之が競争に打勝つには比較的多くの資本を以て大仕掛に經營をなし、大仕掛經營の長所を發揮しなければならぬ、之と同時に得意先に對しては比較的長期の信用を授けなければならぬ、長期の信用を授くる時は多くの得意を吸引することを得るものである。大仕掛の經營をなすといひ、長期の信用を授くといひ共に資本あるものに非ざればなすことは困難である、然らざれば金融機關の支援がなければなし得ざる所である、植民地銀行が植民地經濟の發展に至大の關係のあるのは之が爲である。植民地銀行は本國の銀行に比較して遙に危険なる位置にある、本國の銀行は主として手形の割引により短期の信用を授け貸付は確實なる抵當なき限りは寧ろ之を避けんとするが故に經營は比較的確實であるが、植民地銀行にては割引くべき手形は少く、從つて主として抵當貸付に重きを置かざるを得ない、擔保品としては其他

の産物にして外國に輸出せらるゝものを上乘とするものである。手形割引の如きも其の歩合は割合に高く抵當付貸付に比較して却つて高き程である。爲替手形の期限も本國では三月を原則とするに植民地では其の期限長く六月を越ゆること少くはない、其の期限が長ければ危険の程度大なるはいふまでもない、本國の銀行は其の支店が各地に散在した所で各地方の事情に甚しき差異はなく通信機關が發達せるが故に統一的經營をなすことが出来るが、植民地にては各地方の事情が異ると共に通信機關は本國の如くに發達しないから統一的經營をなし難く支店を司るものに對して比較的多くの權限を賦與して臨機の處置をなさしめなければならぬ、經濟上からいへば危険は其れ丈甚大であるといはざるを得ない。植民地銀行の經營にして危険ありとせば之をして十分の活動をなさしむるには植民地に於て特殊の銀行を設けて其の植民地の事情に適應して活動をなさしめなければならぬ、政府は之に對して相當の便宜を與へなければならぬ。現に一八九四年佛國議會に於て各植民地に散在する小植民地銀行を廢して之を統一せる一大植民地銀行を設立すべきことを提案し

たものがあつた、其の意はいふまでもなく植民地銀行を統一する時は其の力を増加し植民地の金融をよく調節することを得るであらうといふのである。政府は之に對し熱心に反對し、提案者の論の如きは一を知つて二を知らざるものである。小銀行を統一して大銀行となす時には植民地各地の金融狀況並に信用の程度を明確に知ることが出来なくなる虞がある、其の結果は銀行は或は信用す可らざるものを信用して之に比較的多くの貸付をなし爲に不測の損失を招くに至ることなしとしない、植民地の金融機關の如きは其の地方の事情に適應して行動しなければならぬものであるのみならず時としては敢て非常の危険を冒さなければならぬものである、然らざれば其の地方産業を發達せしむることは出来ない、佛國の植民地銀行は其の法令中に地方の農産物の收穫期に先ちて其の收穫の豫想價額の二分の一までは收穫を擔保として貸付をなすことを認め之を實行しつゝあり、かくの如きは銀行の經營としては原則に適するものではないが、この異例をなすに非ざれば金融機關としての使命を果すことは出来ない。故に單に理論のみによりて植民地の銀行を律することは出来

るものではないと、銀行の經營につきて尙且つ然り其他のことにつきても植民地は本國とは趣を異にするものである。植民地に於て商業を營むことは本國に於て商業を營むに比し遙に困難であるといはざるを得ない、本國に於て商業を營みて相當に成功したるものが移つて植民地に到り商業を營み本國に於けるが如く成功するものといふことは出来ない。

加之植民地の貨幣本位は本國と異り銀本位のもの少くはない、これはいふまでもなく植民地の生活の程度は低いからであるが、植民地産物を世界市場に出すに當りては銀塊相場の變動によりて不測の損失を招く危険少しとしない、さればとて其の危険を避くるが爲に本國と貨幣本位を均しくする時は植民地の經濟發達の程度が未だ幼稚であるから日常の取引に於て甚しく不便を忍ばなければならぬ。されば本國と植民地との貨幣本位の相違に基く不便を避くるが爲に本國が金本位制を採用する諸國では植民地をして爲替本位制を採用せしめ、植民地内では銀本位國の如く銀貨幣を流通せしむると同時に金本位の外國に對しては金本位國の如くに金貨幣を以て計算等の基礎たらしむるので

ある。是れ勿論本國と植民地との間に貨幣本位を異にするより生ずる不便を避くる爲の便法に外ならないが、かゝる人爲的の便法は根本的に其の不便を解消するものとはいへなかつた、従つて植民地に於いて商業を營むものはこの不便を忍ばざるを得なかつた。尤もこのことは諸國が硬貨本位制を維持してゐた時のことで、歐洲戰爭後は諸國は硬貨本位制を維持することを得ざるに至つたから事情は稍異らざるを得ざるに至つた。本國と植民地との間は同一貨幣を基本とする紙幣を流通し以て貨幣の相違より生ずる不便を避くることを得るが、商取引が同一貨幣を基礎とする本國植民地との間に於てこそ硬貨幣を用ふる必要はなきにもせよ、外國との商取引を決済する爲には紙幣によることは出来ないから依然として硬貨幣若くは其の材料たる金屬を以てせざるを得ない、従つて本國と植民地との間では通貨上の不便は避くることを得たにしろ外國との取引に於ては依然として其の不便を避くることを得ないから、舊時の如く凡て國際間では硬貨幣若くは其の材料を以て取引を決済してゐた時に比し或意味に於て不便を増加し其間の取引を阻害するに至つたともいへる。諸國

にては其の不便を回避するが爲に強大國が聯合して國際決濟を目的とする一大金融機關を設置し、國際間の貸借の決濟も硬貨幣を用ふることなく信用證券によりて之をなし得るやうにするのが利益であると提唱する學者があるが、理論上何等の疑を容れざる所である。其のことにして實行せらるゝに至れば信用制度上の一大進歩であると稱することを得るにもせよ之が實行を見るには至らない従つて今日の所では如上の不便を忍ばざるを得ない。これ等の點よりするも他のことにして幸に不便を避け得るにもせよ貨幣の爲に植民地に於て商業を營むことは本國に於て商業を營むに比し不便であるといはざるを得ない。

由是觀之、植民地に於て商業を營むことは外國に出でて之を營むに比し遙に利益であるにもせよ、本國市場に於て之を營むに比し不便にして不利益であると稱することが出来る。植民地に於て農業等の産業が發達するも其の生産物を本國若くは外國に移出又は輸出すること能はざる時は植民地に於ては之を消化せしむる丈經濟が發達せざるが故に、若しこの情勢にして繼續するとせば

折角發達しかけた産業も其の發達を阻止せらるゝに至るであらう、この故に植民地の商業を發達せしむるが爲に本國政府も種々方策を講じなければならぬ。

之が爲に本國と植民地との間に存する商業上の障害を撤廢しなければならぬ、換言せば本國と植民地との間では自由貿易を行ひ、彼我の貨物の移動を自由にし、恰も同一市場の如くならしめなければならぬ。上に陳ぶる如く貨幣上の相違を除去するを得る時は本國と植民地との間では貨物の移動が全く自由となり従つて商業も一段と發展をなすに至るであらう。この勢にして繼續する時は經濟上の自然の勢よりすれば結局本國と植民地との間では分業が行はれて本國は工業國に植民地は農業國となり本國は植民地より食物並に工業原料を移入すると同時に植民地は本國より工業品を移入することになるであらう。本國が食物並に工業の原料を外國より輸入せずして植民地より移入することは食物並に原料の自給を庶幾することを得る所以で經濟上では其れ丈強力になつたと稱することが出来る、若し其國にして制海權を失はざる限りは

植民地より食物並に工業の原料を自由に移入することを得るから其國人口を養ふ上に將又其國の工業を維持する上に於て困難することなきを得るであらう。又植民地にした所で本國から食料品工業原料の需要が絶えざる限りは植民地としては其の農業並に鑛業を維持發達することを得るので其の人民にとりては生活上困難を見ることなきを得るであらう。これ等の生産物を外國に輸出するも理に於て同じではあるが外國は我植民地よりこれ等のものを永久に輸入するとは限らない、其國若くは植民地に於て同一生産物を生産するに至らば外國より之を輸入せざるに至るかも知れない我植民地としては之にのみ依頼することは出来ない、寧ろ本國市場を目標としてこれ等のものを生産するに如かない、本國との經濟關係は外國とは異り永久に變ることはない理である。故にこの種の分業の將來につき憂ふべきことではない理である。故に經濟の發達せる國は植民地を設け而かも其の植民地との間にこの種の分業を形成せんと努めざるはない。但し本國と植民地との間の分業は何等の障害もなく行はるるに至るとなすは速斷である。本國に於ても農業が存在しない譯ではない昔

時にありては農業が主要なる産業であつた、經濟が進み人口が増加するに従ひ農業の傍らに工業が發達し遂には農業に代りて産業の首坐を占むるに至つたのである、農業も其國人口に對し食料等の全部を供給すること能はざるに至つたにしろ尙其の一部を供給するのである、従つて之により生活をなしつゝあるものも少くはないのである、これ等の農業者よりいへば農産物の價格の高きことを希望するに相違ないが之を消費する者よりいへば其の廉きことを希望するのであるから其間利害の相反するものがある、今植民地よりして廉價なる農産物が盛に移入せらるゝに至れば本國の農産物の價格は之に押されて低廉とならざるを得ないから農業者は之が爲に困難せざるを得ない、農業者の側から植民地の農産物の移入を阻止せんとする運動のあるのは其所である。又一方植民地に於て未だ見るべき工業なく獨り原始産業のみ存するものならば問題はないが、工業の進歩したるものは農業が大に發達したる後に於て發達するものには相違ないが、其の幼稚なるものに至つては農業と共に起るものであつて殆んど前後は認め得べきものではない従つて植民地に於て工業に衣食するも

のが相當あるに相違ない、今本國と貨物の移動が自由になり本國の發達せる工業品が自由に移入せらるゝに至れば植民地に於ける幼稚なる工業は之が競争を受けて發達することを得ず、従つて之に衣食する者は困難せざるを得ない、産業其物からいへば植民地の工業が盛んとなるも、本國の工業が盛んとなるも異なる所がないが之を生産する者の利害よりいへば大に異なる、本國の工業家は植民地に於て確實なる市場を得たのであるから利益であるけれども植民地の工業者よりいへば本國の工業の爲に壓迫を受けなければならぬから不利益であり、場合によりては生活し得ざるに至るかも知れない。故に政府としては之を等閑に附する譯には行かない、然しこの變遷を阻止することも出来ないし、利益でもない。唯其の變遷が急激であつて競争に敗るゝものゝ不利益を或程度まで緩和すると同時にこれ等のものをして他に轉業せしむるが爲に適當の措置をなすことが必要であるに過ぎない其の措置としては本國に於ては競争によりて害を被るべき農業者を保護するが爲に一時農産物の移入に對し適度の關稅を課し之によりて本國市場に於ける農産物の價格の下落を防ぎ以て農業者

をして農産物價格の下落による困難を緩和すべきであるこの關稅賦課は決して永久に其の農業を維持せんことを目的とするものではなく一時農業者の困難を排除若くは緩和することを目的とするものである。従つて其の方策を講じつゝある間に農業者にして他の産業に移らんとするものに對しては其の轉業を容易ならしむる爲に相當の便宜を與へなければならぬ、他の産業に移らしむといつた所で必しも農業を棄てゝ工業に移らしむることを意味するのではない農業者の中には工業に移らんとするものもあるであらうが、農業といつた所で生産の種類は甚だ多いのであるから或種の生産は競争の爲に存立を危くするも他の種類の生産は必しも競争を受くとは限らない従つて農業者はこの種の生産を選んで之に従事せんとするかも知れないこの程度の轉業は比較的容易であるから政府が之を補助するにしても其の程度は比較的輕微である。反之、農業を棄てゝ工業に移らんとする時は其の工業はさまで複雑のものでないにしても政府としては之を保護することは比較的厚からざるを得ない、又植民地に於て本國との競争に於て困難せざるを得ないのは工業者である。

植民地に於ける工業は原則として幼稚であるから外國よりの工業品の輸入に對して競争を受けなければならぬが特に本國の工業品の輸入に對しては最も多く競争を受けざるを得ない。何者、植民者の多くは本國に對し憧憬を有し本國の有名なる製造會社の製品を求めんとするから同種の製品を生産するものは競争上困難を感ぜざるを得ない。従つて其の最も恐るゝものは本國よりの移入品でなければならぬ。外國の製品に對しては原則として相當の保護關稅があつて其國にある生産を保護するに拘らず、本國よりの移入品に對しては移入税を課せず自由に移入することを許すが故に其の競争を受くる程度大ならざるを得ない。従つて之を自由に放置する時は其の生産は急激に亡びなければならぬ。故に之を緩和するが爲に適度の關稅を課すると同時に其の工業に従事するものにして他に轉業せんとするものある時は種々の便宜を與へて其の目的を達せしむるのである。其の轉業の目標は多くは他の工業生産であらう。政府が競争によりて困難せざるを得ざる産業を保護するのは一時的のことであつて之によりて永久に其の産業を維持しようといふのではない。其の産業

が存在を維持し得るのは保護の結果であつて政府にして其の保護を撤去する時は亡びざるを得ない。従つて其の基礎は甚だ薄弱であつて到底諸外國の競争に對抗し得べきものではない。故にこの方法によりて産業を維持し得べきものではない。諸外國の競争に對抗せしむるには我國産業を遙に鞏固の基礎の上に置かなければならぬ。其れには上に陳べた如く本國と植民地とは一大經濟圏を形成して本國と植民地との間には自由に貨物の移動を許し以て完全に分業をなさしめなければならぬ。植民地には原則として自然の富源も豊であり其の勞働力も少くないが資本が缺乏して折角の富源を開拓することが出来ぬ。故に本國の資本を以て其の缺陷を補はなければならぬ。かくすることにによりて植民地の生産を盛にするを得ば、其の産物を本國並に外國市場に移出又は輸出するの途を講じなければならぬ。其れには第一に本國と植民地との交通を敏活ならしめなければならぬ。植民地を有する國にては本國並に植民地が本國の汽船會社に補助金を交付して定期航路を開かしむるを常とす。定期航路を開かしむるのは獨り貨物の輸送を敏活ならしむるに止らず本國と植民

地との連絡をよくすることが政治上必要であるからである。例せば英國にては本國と植民地との間を往來する汽船會社に郵便物輸送を名義として若干の補助するのみならず印度政府は英國印度汽船會社に若干の補助金を與へ、カナダ政府も亦郵便物輸送と農産物輸出に適する設備をなさしむるを條件として若干の汽船會社に補助金を支給するのである。其他の國にても概ね之に倣はざるものはない。

以上は本國と植民地との商業關係につき兩地の産業を發達せしめ本國と植民地とを打つて一丸たらしむるが爲には原則として兩者間の經濟交通を自由ならしむ可きことを説明したのであるが、更に問題を改めて本國並に植民地と外國との經濟關係につき本國は如何なる商業政策を採らざる可らざるかにつき攻究せんと欲す。

本國と植民地とは經濟の發達が同じくはないから其の外國に對する商業政策に於て必しも同一ならざる可らざる理由は、尤も植民地統治の根本として同化主義を採る國に於ては植民地を以て本國の一地方と見做し本國と植民

地との間は同じ地方間に於けるが如く貨物の自由移動を認めると同時に外國に對しては同一國として同一關稅牆壁を設くるのであるが、自治主義の國に於ては植民地をば外國と見做すのであるから必しも同一の商業政策を行はなければならぬ理由はない、原則として本國は經濟が發達して外國と自由に貿易を營んだ所で其の産業の發達を阻害する虞がないが故に商業政策の基本として自由貿易主義に由るも差支ないのであるが、植民地に至つては經濟の發達は尙未だ幼稚であるから本國の如く自由貿易を行ふことは出來ない、若し之を行ふ時は其の産業は外國の競争を受けて亡びざるを得ない、よし亡びざるを得ざるに至らずとも其の發達を阻害せらるゝに至るであらうから保護貿易主義に由らざるを得ない、例へば英本國は經濟が大に發達して外國よりの競争を受け、ても其の産業の發達を害せらるゝことがないから自由貿易主義を採ることが出来るが其の植民地であるカナダ、濠洲植民地に至つては其の經濟の發達が未だ十分でないから保護貿易主義を採らざるを得ないのである。本國經濟の發達の程度が英國の如く十分でなく、従つて外國の競争を受くる時は其の産業の

發達が阻害せらるゝ場合には自由貿易制を採ること能はず保護貿易主義に由らなければならぬとするも其の産業の種類は植民地とは同じくあるまいし、又其の産業の發達の程度も植民地とは同じくはあるまいから必しも同じ商業政策を行はなければならぬといふ理由はない、外國との經濟關係を顧慮して適宜の商業政策を行つて差支がない。外國品に對して關稅を課する時は内國市場に於ては外國品の價格は或程度までは高くなるから、其れ丈外國よりの競争力を弱くすると共に之と競争の位置にある内國生産者の利益を増加することになるが之と同時に内國の消費者の不利益となることになるから、たとひ保護關稅を課するにしても適當の程度に止め置かなければならぬ、然らざれば其の産業を發達せしめずして却つて阻害するに至るであらう、この見地よりすれば本國竝に植民地は其の産業を保護するが爲に保護關稅を課するにしても其の程度は自ら異なるべきは當然であるといはざるを得ない。

外國に對して自國の産業を保護するが爲に本國も植民地も共に必要丈の關稅を課徴するが、かくては本國にしても植民地を外國と同視することになり、植

民地にしても本國若くは其の植民地を外國と同視することになり本國と植民地との間若くは同一國の植民地相互の間を疎隔することになるから本國と植民地若くは同一國の植民地の間を密接ならしむるが爲に植民地を有する國では特惠關稅を設くるに至つた。特惠關稅とは本國と植民地との間若くは同一國の植民地相互の間で特に關稅率を低下して以て相互間の經濟交通を容易ならしむるものをいふ。特惠關稅は本國植民地間で設けらるゝことで協定稅率とは全く異なる、協定稅率も亦他に比し稅率を低下するものであるが獨立せる通商國で經濟交通を容易ならしむる爲に通商條約によりて稅率を低減したもので最惠國待遇を許した國には均霑せしめなければならぬものである、特惠關稅は本國植民地間で起ることにかゝる關係に立たざる國に對しては最惠國待遇を許したのものにも均霑せしむべきものではない。本國と植民地とは同一經濟圏に加へるべきもので其間に關稅障壁を設くべきものでないに拘らず遠隔の地にあり之をなすことを得なかつたから特に關稅率を低減して相互間の經濟交通を容易ならしめたに外ならない。従つて同化主義を以て植民地統治の

大本となしてゐる國では本國と植民地との間では關稅牆壁を設けないから特惠關稅を設ける必要はない、従つてこの種の關稅率が設けらるゝのは自主主義の國に於てのみである。本國と植民地との間でこの種の關稅を設くるにした所で必しも雙務的でなければならぬといふものではない、本國が植民地の產物に對して特惠關稅を設けることがあつても植民地が本國の產物に對して特惠關稅を設けないことがあるし、反對に植民地が本國の產物に對して特惠關稅を設けても本國は植民地の產物に對して之を許さることがある。現に加奈陀等の英植民地が英本國と經濟上接近する目的を以て英本國の產物に對して片務的に關稅率を低減して特惠關稅を設くるに至つたが英本國はこれ等の植民地の產物に對して特惠關稅を設けなかつた、尤も後に至り植民地と經濟上接近するが爲に其の關稅の一部につき稅率を低減して特惠關稅を設くるに至つた。

特惠關稅は特に關稅率を低減して經濟交通を容易ならしめんとするものであるから其の適用を受くる國の間で經濟交通が容易になるはいふまでもない

こと乍ら之と競争の位置にある外國は其れ丈不利益を被らざるを得ない若し生産費が同じであり其の生産品の價格が同じでありとせんか關稅率の差異がありとすれば輸入國市場では價格に差異を生ぜざるを得ない、關稅率の高い國の貨物は自然競争上困難を生ぜざるを得ない、其の困難は特惠關稅の設置によりて生じたことであるから特惠關稅を設けたる國に對して報復的手段を採るに至るは想像することが出来る。現に加奈陀が英本國と接近するが爲に關稅率を三分の一輕減して特惠關稅を設けた所が之が爲に打撃を受けたのは其の隣國である北米合衆國と獨逸とであつた。北米合衆國は其の不利益を解消するが爲に加奈陀市場に對し廉賣政策を實行したのである、加奈陀は之が打撃を免るゝ爲に米國より輸入する貨物に對し特に附加稅を課して以て廉賣の効果を沒せんとしたのである。又獨逸は特惠關稅によりて生じたる不利益を免る爲に加奈陀の製品に對して報復稅を課するに至つた爲に獨逸と加奈陀との間に關稅戰爭を惹起するに至つた、關稅戰爭とは兩國の間で互に相手國の生産品に對し特に高率なる關稅を課し以て其の輸入を妨げ其の生産者又は輸出者

に不利益を被らしめ以て關稅を以て戰をなすことをいふのである。關稅戰爭は直接に相手國政府に迫害を加ふるに非ずして其國の生産者又は輸出業者に不利益を與へ之をして其國政府に訴えしめ以て其の政府をして我國に降伏せしめんとするものであるから其の政府にして其國の生産者等の訴えに耳を藉さざりし限は降伏することはないから其の戰爭は容易に終結することはない従つて其の兩國の經濟産業に害を及ぼすことは決して少くはない故に國際正義の上よりいふも決して稱すべきことではない。然し本國と植民地とは元來同一國であるべきであつて従つて其間に關稅障壁を設くべきものではなく其間の貨物の移動を自由ならしむべきものである以上は其間に低率なる關稅障壁を設けた所で外國より之に對し苦情を唱へべきものではない、本國と植民地との關係が生じた初めより之を設けたならば恐らくは他國も之に對して苦情を唱ふることもあるまいが其の關係の生ぜざる前より本國なり植民地との經濟交通が存し之に對し相當の關稅が存し之によりて經濟交通を行ひつゝありしに今本國植民地の關係が生じた爲に特惠關稅が起り爲に其の經濟交通が阻

害せらるゝに至るか若くは外國を害する趣旨により特惠關稅を起したるが爲に不利益を被るに至つたからさてこそこゝに兩國の間に紛争を生ずるに至つたのである。かゝることは勿論望ましいことではないが國際競争の産物である以上は已むを得ないことである。要するに特惠關稅は本國と植民地との間の經濟交通を容易ならしむるが爲に起つた制度であつて、其の影響が諸通商國に害を及ぼすに至つたものといへるのである。

抑も諸國が植民地を設くるや初めは植民地貿易の利益を獨占するを主眼とした。植民地貿易の利益を獨占するとは植民地は農業國であるから未だ工業は發達せず其の簡單なるものは辛うじて生産するを得るにしる其の稍複雑なるものは生産することを得ないから之を本國若くは外國よりの輸入に俟たざるを得ない。若し之が供給を本國よりのみして外國より輸入を許さざる時は本國は之によりて大なる利益を獲得することを得る、又之と同時に植民地をして自由に行動することを許す時には其の生産するものは最も高く購ふ國に輸出して多くの利益を得んとするに相違ない、本國は獨りこれ等の生産を本國に移

入して其の人口の食糧となし若くは其の工業の原料となし之によりて生産し得たる工業品を外國に輸出する時には多くの利益を收むることを得るのみならずよしこれ等の原料に加工せずとも本國商人の手により外國に輸出する時は其の間に利益を收むることを得る理である。故に外國を排斥して植民地に輸入することも輸出することも許さず本國のみが其の輸出入を獨占して其の利益を其の手に收めんとするのであつた。植民地貿易を獨占することは植民者の利益を害するのみならず外國の利益を害するを以て植民地若くは外國よりの反對を招き其の結果或程度までは其の獨占は破らるゝに到つたのであるが尙未だ全く破壊せらるゝに至らなかつた。同化主義による植民政策若くは特惠關稅制度の設置の如き其の片鱗を止めるものといふことが出来る。

同化主義による植民地統治政策では上に數々いふ如く植民地を以て本國の延長と見て本國の政治等を事情の許す限り植民地に及ぼさんとするものであるから勿論植民地をして獨自に關稅制度を設けることを許さず本國の關稅制度を其儘植民地に適用せんとするのである。之によりて大なる不都合を生ずる

虞ありと見れば其の不都合を生ずべき範圍に限り關稅制度を改正するのである。従つて植民地は獨り關稅を設けることを得ず本國の施設に俟たなければならぬ。外國よりの輸入品には相當高率なる關稅が課せらるゝから之を輸入することは困難となり外國よりの輸入品を用ふるよりは本國の移入品を用ふることになるから本國の生産者からいへば其れ丈確實なる販路を植民地市場に得らるゝことになるので利益であるといへる。本國の生産者にとりて利益であるにしろ植民地に於て同種の工業を起すことは困難であるといはざるを得ない。植民地に於ては豊富に原料を求むることを得るのみならず廉價に勞働者を得ることが出来るにしろ資本並に技術を得ることが出来ないから之を起し盛にすることは容易でない。本國の進歩せる工業の爲に壓倒せらるゝに至るのである。故にこの見地よりすれば植民地の産業を發達せしむる上には不利益であるといはざるを得ない。

同化主義による統治政策を採らない所では原則として植民地に對し相當程度の行動の自由を許すものであるから自ら適當とする關稅制度を設けること


が出来、或は其の制定したるものを直ちに実施することを得るし、或は本國の認可を得て之を実施するのである。本國も特別の理由のなき限りは成るべく植民地のなす所を認むるを常とする。従つて植民地も經濟が或程度まで發達する時は自國に於て工業を發達せしめんとするから適度の保護關稅を設くるを常とする、これ産業にして大に興ることが出来なければ人民に適當に職業を得せしむることが出来ないからである。この點に於て普通の國家と異なる所はない。従つて本國と特に經濟交通を密接ならしむる必要ある時は本國の生産品に對して特惠關稅を設けて其の移入を容易ならしむるのである。其の特惠關稅を設くるものは植民地に於て本國の工業と甚しき競争をなさざる産物である。然らざれば特惠關稅の爲に植民地の重要産業が發達を阻害せらるゝに至るからである。本國は植民地貿易に對し大なる關心を有するとはいへ、本國の利益のみを重んじて植民地の利益を顧みざる時は植民地は遂に發達することを得ないから其の害は獨り植民地のみならず本國にまで害を及ぼすことになるから賢明なる本國政治家はかゝることをなすことはあるまい。

植民地は原則として自ら關稅制度を設くることを得るとはいへ、本國政府は植民地政府に代りて外國と通商條約を締結するを常とす、蓋し通商條約は其の拘束力は相當強大であるから、之を我國に有利に締結せんとする時は相當強大なる力を以て之に當らなければならぬ、この點に於て植民地は外國に對し比較的に強力でないから本國政府は之に代りて外國と締結の衝に當らんとするのである、其の利害は獨り植民地に限るものではなく本國にまで及ぶことがあるからである。通商條約の内容の中で協定稅率の設定の如きは其の影響する所決して少くはない。協定稅は畢竟一般稅率を或程度低減することによりて相手國の産物の輸入を容易ならしめ之により其國との經濟交通を容易ならしむるものをいふ、一般稅率も勿論其國産業の狀況を標準として定めたものであるから其の稅率を或程度低下することによりて其國の産物の輸入を容易ならしむる時には之が競争を受けて我國産業は打撃を受けなければならぬから其國にとりては犠牲であるといはざるを得ない、通商國に對して犠牲を忍ぶ以上は相手國に對して我國産物の輸出を容易ならしむるよう其の輸入稅率を低

減せしめなければならぬ、かくすることによりて互に犠牲を忍びつゝ相互間の經濟交通を或程度まで容易ならしめようとするものである。換言すれば協定税は原則として雙務的でなければならぬ、相手國に對して協定税を許すは之によりて我國產物を其の對價として輸出を容易ならしむるのであるから忍ぶべしと雖も、協定税率は最惠國待遇を許した國にも均霑せしめなければならぬ。いし之には何等の對價を得ざることを原則とするのであるから我國の犠牲は相當大ならざるを得ないのである。故に通商國に協定税を許すに當つては其の協定税の範圍と程度につき十分の研究をなしたる上でなければならぬ。協定税を許すことは性質として相當の犠牲を伴ふものであるから通商條約を締結し其の一條項として協定税を交換するに當つては十分に研究をなした上でなければならぬ。から諸國は通商條約の締結を植民地に行ふことを許さず植民地に代つて本國が之を締結するものが多い、これ本國は植民地に比し遙に力強いから植民地をして之を締結せしむるよりは有利なる條件で之を締結することを得るであらう、かくすることによりて植民地の利益を進捗することを得

るのみならず同時に本國の利益を或程度まで進めることを得るであらう、是れ植民地をしてこのことに當らしめずして本國政府が之に當らんとする所以である。

植民と植民政策 終



事 項 索 引

B

- 米國の土地分配策……………231
- 米大陸に於ける羣洲諸國の植民地…35
- ビーコンスフェールドと植民政策…62
- ボリュウの植民地統治論……………148

C

- カナダ其他ドミニオンの統治機關…168
- 直轄植民地……………173
- 重商主義時代に於ける植民思想…50
- 重商主義の反動と植民思想……………56
- 朝鮮臺灣の地租……………205
- 朝鮮の土地制度……………245
- セシル・ローズの植民政策……………270

D

- 同化主義による植民地統治策……………144
- 同化主義の植民地行政の中央機關…181
- 代議植民地……………177
- 獨逸の植民地行政の中央機關……………165
- 獨逸の植民地土地政策……………234
- 土著人民政策の基礎……………272

E

- 英國北ボルネオ會社……………123
- 英國ローヤル・ナイジャー會社…127
- 英國の植民地行政の中央機關……………161

F

- 佛國の植民地行政の中央機關……………163
- 佛國の植民地統治策……………144

G

- 軍事並に政治植民地……………45
- 外債の危険……………219
 - 埃及に於ける外債の危険……………219
 - 印度に於ける外債の危険……………220
- 原住民の保護……………264

H

- 本國本位の植民政策……………50
- 本國植民地兩本位の植民政策……………62
- 本國に於ける植民地統治機關……………152
- 本國に於ける植民地行政の中央機關……………156

I

- 移出國より見たる移民……………85
- 移出國の移民に對する政策……………101
- 移民と人口問題……………87
- 移民と送金……………89
- 移民と本國貨銀……………91
- 移民問題の重要……………79
- 移民激増の原因……………80
- 移入國と移出國……………82
- 移入國より見たる移民……………94
- 印度の統治機關……………162, 169
- 印度に於ける地租……………207

J

人口増加と植民地.....7
 十九世紀後半に於ける植民政策.....62
 自治主義の植民地統治策.....139
 自治植民地に於ける統治機關.....167
 自治植民地の豫算.....216

K

活動に便利なる土地としての植民地.....296
 キャンベル對ホール訴訟事件.....175
 刑罰植民地.....46
 近時の植民思想.....63
 契約移民と自由移民.....83
 公有地の分配.....229
 強制労働の手段.....256

M

マルサスの人口論.....16
 民族主義と植民地.....67

N

農村と都會.....12
 農業國と工業國.....12
 農業植民地.....33
 農業植民地の特色.....34

O

和蘭の強制耕作.....243

S

栽培植民地.....36
 栽培植民地の特色.....36

商業植民地.....41
 商業植民地の特色.....41
 宗教植民地.....46
 植民の意義.....1
 植民の奨励.....261
 植民地獲得.....109
 植民地獲得の方法.....110
 植民會社.....118
 植民政策の意義.....9
 植民地の必要.....6
 植民地領有の消極的必要.....7
 植民地領有の積極的必要.....23
 植民地の種類.....23
 植民地に對する經濟思想の變遷.....50
 植民地輕視.....57
 植民地本位の植民政策.....57
 植民地統治の根本義.....137
 植民地の立法.....152
 植民地に於ける統治機關.....167
 植民地財政と外債募集.....218
 植民地財政の特質.....187
 植民地財政の獨立.....189
 植民地の税源.....193
 植民地の豫算.....213
 植民地の土地政策.....226
 植民地土地の分配並に開拓.....227
 植民地の對人政策.....251
 植民地の人的要素.....251
 植民地の貨幣制度.....277
 植民地銀行.....235
 植民地の商業政策.....296
 植民地市場に本國市場.....299
 植民地商業發達方策.....287
 植民地の對外商業政策.....314

Z


財源としての營業.....195
 財源としての專賣.....196
 財源としての租税.....197
 税源としての直接税.....201
 税源としての地租税.....204
 税源としての家屋税.....211
 税源としての間接税.....198
 税源としての關稅.....199
 税源としての消費税.....200

T

西班牙植民地の強制開拓.....228
 先住者所有地の危險.....238
 土地増價税.....209
 トーレンス土地登記制度.....239
 特惠關稅.....317
 臺灣の土地制度.....247

W

我國の移民政策.....105
 我國の植民地行政の中央機關.....157



昭和十五年六月二十日印刷
昭和十五年六月廿五日發行

植民と植民政策
定價金參圓參拾錢
(外地定價三圓六十錢)



作者 河津 重忠
發行 龜谷 良一
印刷者 東京市本郷區具砂町三十六番地

河津 重忠
江草 重忠
東京市神田區錦保町二丁目十七番地
龜谷 良一
東京市本郷區具砂町三十六番地

發行所

書肆

有

斐

閣

東京市神田區錦保町二丁目十七番地

本店 電話九段三三三・三三三番
本郷支店 電話小石川一九二〇番
東京市本郷區(會六正門前)

(社會式標印東日・地番六十三町具砂區本郷市京東)

系 體 策 政 濟 經

著 暹 津 河 士 博 學 法

[9]	[8]	[7]	[6]	[5]	[4]	[3]	[2]	[1]
植民と植民政策	金融市場と金融政策	交通機關と交通政策	社會問題と社會政策	商業と商業政策 <small>(外國貿易)</small>	商業と商業政策 <small>(內國商業)</small>	工業と工業政策	農業と農業政策	經濟政策總論
三 三 七 頁	三 六 三 頁	三 九 二 頁	四 〇 八 頁	四 七 八 頁	三 九 三 頁	四 一 七 頁	四 三 三 頁	二 七 七 頁
稅價 三・三〇	稅價 三・五〇	稅價 三・六〇	稅價 三・六〇	稅價 四・〇〇	稅價 三・五〇	稅價 三・五〇	稅價 三・四〇	稅價 二・三〇

[結 完 卷 九 全]

701
113

15年 7月 25日 123

開
隆
元
濟

